

官報

号外 平成五年四月二十二日

○第百二十六回 衆議院会議録 第二十二号

平成五年四月二十二日(木曜日)

ラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件

誰事日程 第十六号

平成五年四月二十二日

午後一時開議

- 第一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律案(内閣提出)
- 第二 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)
- 第三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第四 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 診療放射線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第六 視能訓練士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第七 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出)
- 第八 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 十一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休むとする法律案(内閣提出)

日本国憲法第八条の規定による議決案

国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(第百二十三回国会、内閣提出)

趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、協同組織金融機関の優先出資に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、診療放射線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第六、視能訓練士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第七、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第八、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第九、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) 日程第十、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件

○藤井裕久君登壇
〔藤井裕久君登壇〕
○藤井裕久君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○藤井裕久君登壇
〔藤井裕久君登壇〕
○藤井裕久君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、協同組織金融機関の優先出資に関する法律案について申し上げます。

本案は、協同組織金融機関の自己資本の充実に資するため、普通出資を補完するものとして優先出資を発行できる制度を設けようとするもので、

その主な内容は、優先出資者には普通出資者総会における議決権を与えないこととする一方、剩余金の配当については普通出資者に対する優先権を与えることとし、また、優先出資証券の発行、優

先出資者総会制度等についても所要の規定を設けることといたしております。

なお、優先出資を発行できる協同組織金融機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに全国を地区とする信用協同組合連合会、信用金庫連合会及び労働金庫連合会としております。

本案につきましては、去る四月二十日林大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

次に、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案について申し上げます。

政府は、皇太子殿下御成婚を記念して、現行の通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律に基づく五千円記念銀貨幣及び五百円記念白銅貨幣の発行を予定いたしております。

この法律案は、以上の記念貨幣のほか、特別に五万円の記念金貨幣を発行できることとするもので、本法律案に基づき発行される五万円記念金貨幣につきまして、現行法の関係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めること等とするものであります。

本案につきましては、昨日、林大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長野中広務君。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案 及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

日程第四 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 診療放射線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 視能訓練士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案、日程第五、診療放射線技師法の一部を改正する法律案、右二案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 委員長の報告を求めます。厚生委員長浦野彌興君。

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案及び同報告書

診療放射線技師法の一部を改正する法律案及び同報告書

視能訓練士法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、母子家庭及び寡婦の福祉の一層の増進を図るため、都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特用等を図るとともに、母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を社会福祉事業として位置づけようとするものであります。

本案は、去る三月十日付託となり、四月十六日丹羽厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

丹羽厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、中堅所得者等に良質な賃貸住宅を供給するため、民間の土地所有者等が作成した賃貸住宅の供給計画を都道府県知事が認定し、賃貸住宅の建設及び家賃の減額の措置に対して国及び地方公共団体が補助を行うとともに、その建設及び管理が公的賃貸住宅として適正に行われるようになります。

本案は、中堅所得者等を対象とする優良な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなくてはならないこととする等所要の措置を講じようとするための措置等を講ずるほか、地方公共団体は、中堅所得者等を対象とする優良な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなくてはならないこととする等所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十六日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託され、四月十六日中村建設大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

本案は、去る四月十六日参議院より送付され、同日付託となり、同日丹羽厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

官 報 (号外)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出)

日程第八 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第七、商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案、日程第八、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題としたしま

委員長の報告を求めます。商工委員長井上普方君。

商工会及び商工會議所による小規模事業者の支

援に関する法律案及び同報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及

び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔井上普方君登壇〕

○井上普方君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

また、商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案について申し上げます。

本案は、小規模事業者をめぐる最近の厳しい経営環境にかんがみ、商工会及び商工會議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずるものであります。その主な内容は、

第一に、通産大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会等に対する基

本指針を定めること、

第二に、商工会等は、基本指針に則して基盤施

設計画及び商工会等以外の者が商工会等と連携して実施する連携計画を作成して認定を受けることができる」と、

第三に、認定を受けた基盤施設計画に従つた事業の円滑な実施を図るために、全国団体に基金を設け、債務の保証を行うほか、税制上の優遇措置等の支援策を講じ、また、認定連携計画についても所要の支援策を講ずること

いたしております。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業をめぐる金融環境悪化の現状等に対応し、中小企業信用保険の付保限度額を引き上げようとするもので、その主な内容は、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険及びエネルギー対策保険について、それぞれ付保限度額を引き上げるものであります。

商工会及び商工會議所による小規模事業者の支

援に関する法律案は、去る二月十五日、また、中

小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、去

る三月二日、それぞれ当委員会に付託され、四月

十四日森商産業大臣から両案の提案理由の説明

を聴取し、以来、一括し、日本商工会議所及び全

国商工会連合会から参考人を招致し、中小企業政

策各般について質疑を行い、参考人の人選等につ

いて委員長の見解が求められる等の慎重な審査を

重ね、昨二十一日質疑を終了し、採決の結果、商

工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に

よる可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案については、日本共産党から修正案が提出され、採決の結果、同修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。
〔伊藤公介君登壇〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○伊藤公介君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

トルコとの租税協定は、平成五年三月八日アンカラにおいて署名され、また、イスラエルとの租税協定は、平成五年三月八日東京において署名されました。

両件は、国際的な二重課税を可能な限り回避ま

たは排除することを目的とし、近年我が国が締結した租税条約とほぼ同様のものであり、OECDモデル条約に沿つて作成されたものであります。

両件は、条約の対象となる租税、企業の事業所及び国際運輸業に対する課税、配当、利子及び使

用料についての源泉地国の税率の制限並びに自由業者、給与所得者、芸能人、学生等の人的役務所

得に対する課税原則等を定めております。

なお、トルコとの租税協定においては、金融機関の受け取る利子に対する課税の軽減及び徵收共

助について定めております。

両件は、去る三月十二日外務委員会に付託され、四月十六日武藤外務大臣から提案理由の説明

を聴取し、二十一日質疑を行い、討論の後、採決

税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第十、所得に対する

租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長伊藤公介君。

○議長(櫻内義雄君) 両件を一括して採決いたしました。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両件と

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求めるの件

及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休

日とする法律案(内閣提出)

日本国憲法第八条の規定による議決案

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求める。内閣委員長牧野隆守君。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案及び同報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案及び同報告書

告書

「本号末尾に掲載」

○牧野隆守君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案について申し上げます。

本案は、来る六月九日に行われる皇太子徳仁親王殿下の御結婚を、国民ぞつてお祝いするた

め、結婚の儀の行われる日を休日としようとするものであります。

次に、日本国憲法第八条の規定による議決案について申し上げます。皇室が、財産を譲り受け、または賜与する場合、一定の額に達するまでは国会の議決を要しないこととなつておりますが、本案は、このたびの皇太子殿下の御結婚に際し、特に、社会福祉事業の資に充てるため五百万円以内を賜与し、また、婚姻を祝するために贈与される物品を譲り受けけることができるよう、国会の議決を得ようとすることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休

日とする法律案(内閣提出)

日本国憲法第八条の規定による議決案

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会法の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることがあります。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休

日とする法律案(内閣提出)

日本国憲法第八条の規定による議決案

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案、日本国憲法第八条の規定による議決案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。秘書増員問題は、長年の懸案事項であり、議院運営委員会においては、国会改革の一環としての重要課題であるとの観点から、その実現方について鋭意努力してきたところであり、本年度から政策担当秘書として制度化されるに至ったところであります。

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

官報 (号外)

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（第百二十三回国会、内閣提出の趣旨説明）

○議長（櫻内義雄君） 第百二十三回国会、内閣提出、児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件につき、趣旨の説明を求めます。外務大臣武藤嘉文君。

【國務大臣武藤嘉文君答申】

○國務大臣（武藤嘉文君） 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

この条約は、平成元年の国連総会において採択されたものであり、児童の権利の尊重及び保護の促進を目的とするものであります。

この条約は、我が国が締約国となっている経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、さらに、児童の人権の尊重及び保護の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであります。この条約の目的は、基本的人権の尊重の理念に基づいている我が国の憲法とも軌を一にするものであり、我が国がこの条約を締結することは、我が国の人権尊重への取り組みの一層の強化及び人権尊重についての国際協力の一層の推進の見地から、有意義であると考えております。

我が国は、平成二年九月にこの条約に署名しており、また、この条約は、平成五年三月現在、既に英國、フランス、ドイツ、イタリー、カナダを含む百三十以上の国により締結されております。本条約もその一つであります。近年、児童の権利の重要性に対する認識

が世界的に高まり、この条約につきましては、子供のための世界サミット、国連総会等において、

世界各国に対してこの条約の早期締結が奨励されるに至っております。このような点を勘案いたしまして、早期にこの条約を締結することが重要であると考えられます。

なお、我が国としては、この条約中の自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定に関

しては、その内容にかんがみましても、留保を付することが適当であると認められます。

右を御勘案の上、この条約の締結について御承認を得られますよう、格別の御配慮を得たい次第でござります。

以上が、児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。（拍手）

ところで、政府は、本条約の採択を祝つて世界の首脳が集まつた子供サミットに時の首相を送りながら、なかなか国会にその批准承認を求めることができなかつたのであります。このことは極めて遺憾であつたと申さねばなりません。しかし、本日、やつとその批准承認案件が本院で審議されることとなりました。私は、このことを率直に喜びたいと思います。

そこで、まず總理にお伺いします。

この条約の批准は、当然のこととして、日本の子供たちにかかる諸制度の改善を伴うものでなければならぬと考えますが、本条約の意義について御所見を賜りたいと思います。

本条約は、多くの人々が待ち望んできたものであります。が、しかし、政府提案の内容には、日本語訳の不適切さとそれに伴う諸問題、並びに政

府が一つの留保と二つの解釈宣言を行つてゐる点など、そのまま承認することはできません。したがつて、以下の諸点につきまして、政府の考えをただしておきたいと思います。

まず最初にお尋ねしたい点は、本条約に用いられていた「チャイルド」の用語を「児童」と翻訳したことについてあります。

本条約は、「チャイルド」を未成熟で保護を要す

撤廃条約に統く画期的な条約であります。

女子差別撤廃条約は、日本の社会に大きな影響をもたらしました。本条約もまた、日本の社会に、

日本では六歳以上十三歳未満の子供を指します。この

ように国内法の用法が不統一な点も、この画期的な条約にはふさわしいものとは申せません。

さらに、条約は、その対象年齢の子供たちが、

条約を自分たちのものとすることを求めているの

であります。しかし、十七歳になる若者が、み

ずからを「児童」と呼ぶ条約を、自分たちのこと

規定した大切な条約であると受けとめるであります。

そこで、まず總理にお伺いします。

この条約の批准は、当然のこととして、日本の子供たちにかかる諸制度の改善を伴うものでなければならぬと考えますが、本条約の意義について御所見を賜りたいと思います。

本条約は、多くの人々が待ち望んできたものであります。が、しかし、政府提案の内容には、日本

語訳の不適切さとそれに伴う諸問題、並びに政

府が一つの留保と二つの解釈宣言を行つてゐる点など、そのまま承認することはできません。したがつて、以下の諸点につきまして、政府の考えをただしておきたいと思います。

まず最初にお尋ねしたい点は、本条約に用いら

れていた「チャイルド」の用語を「児童」と翻訳したことについてあります。

本条約は、「チャイルド」を未成熟で保護を要す

る者とのみ認識することから、独立した権利の行

使者と認めることが価値觀の転換を求めるもの

であります。したがいまして、未成年であり保護が必要な者という意味合いで「児童」の用語

は、本条約にふさわしいものとは思えません。

また、この「児童」という用語は、児童福祉法で

は条約の定義と同様に十八歳未満の者を指します

が、学校教育法では小学生を意味し、道路交通法

では六歳以上十三歳未満の子供を指します。この

ように国内法の用法が不統一な点も、この画期的な条約にはふさわしいものとは申せません。

さらに、条約は、その対象年齢の子供たちが、

条約を自分たちのものとすることを求めているの

であります。しかし、十七歳になる若者が、み

ずからを「児童」と呼ぶ条約を、自分たちのこと

規定した大切な条約であると受けとめるであります。

そこで、まず總理にお伺いします。

この条約の批准は、当然のこととして、日本の子供たちにかかる諸制度の改善を伴うものでな

ければならないと考えますが、本条約の意義について御所見を賜りたいと思います。

本条約は、多くの人々が待ち望んできたものであります。が、しかし、政府提案の内容には、日本

語訳の不適切さとそれに伴う諸問題、並びに政

府が一つの留保と二つの解釈宣言を行つてゐる点など、そのまま承認することはできません。したがつて、以下の諸点につきまして、政府の考え方をただしておきたいと思います。

まず最初にお尋ねしたい点は、本条約に用いら

れていた「チャイルド」の用語を「児童」と翻訳したことについてあります。

本条約は、「チャイルド」を未成熟で保護を要す

調査を行った結果、圧倒的に「子どもの日」が国民の支持を得たという事実についても想起されるべきであります。

私は、この際、「チャイルド」を「子ども」と訳し、条約名を「子どもの権利条約」とすることに特段の不都合がなければ、「児童」という翻訳は変えるべきであろうと考えますが、いかがでありますか。

次は、本条約の留保及び解釈宣言についてであります。

政府が留保するとしている本条約の第三十七条(c)は、十八歳未満の子供が犯罪を犯したような場合に、その子供を拘禁するときは成人とは分離しなければならないことを定めたものであります。その十八歳という年齢をとらえて、政府は、日本では少年法によって二十歳で分離することになると指摘し、留保するとしているわけです。

成人の悪い環境から子供を保護するという本条約の趣旨からすれば、日本の少年法は保護の対象を二十歳までに拡大してより手厚く保護を加えているわけであり、私は、留保の必要は全くないものと考えます。したがいまして、政府がこの項を留保するその本当のねらいはどこにあるのか、実は代用監獄の現状の問題とも関係しているのではないかという点についても御説明をお願いします。

次に、政府が解釈宣言を付すこととしている第九条第一項の規定は、出入国管理に伴って強制退去を要するケースにあっても子供は親から引き離されではなくことがあります。政府の解釈宣言によれば、子供は親を選んで生まれてくるわけではありません。

以上によりまして、私は一つの留保、二つの解釈宣言はいずれも不要であり、それを付すことに

なれば条約の趣旨そのものがめがれられることになると考えるものであります。政府の真意を説明していただきたいと思います。(拍手)

次は、いわゆる非嫡出子についてであります。

私は、本条約の二条に規定される出生その他の地位による差別の禁止は、子供の出生が婚姻内であるか婚姻外であるかを理由に、相続や戸籍上の

差別をなくすことを求めているものと考えております。このことは、この条約の審議過程で議長を務めたボーランドのロバトカ氏が、この条約は非

せん。親の法的地位によって子供を差別することになる非嫡出子の制度は、本条約の趣旨に反するものであります。許されるものではありません。明確な答弁を求めます。

また政府は、第十条第一項についても解釈宣言を付すものとしています。この条項は、家族が再統合するための出入国申請について、積極的かつ人道的に取り扱うこととを求めるものであります。

次は、第九条第一項の、子供と親とを引き離してはならないという原則を堅持する限り、当然の規定であります。したがって、政府の解釈宣言は、第九条第一項で不当な宣言を行うがために新たな宣言を必要としているのではないであります。

さらに、法務省は、この規定について、締約国の出入国管理に関する権限に何ら影響を及ぼさぬとの解釈を主張しております。もしそ

うであるならなおのこと、この解釈宣言は不要の

はずであります。

この項は、すべての子供に中等教育を受ける権利を必要としているのではないであります。

政府は、本条項の義務一般を承認しながら、条文中の「サッチ・アズ」を「例えば」と訳して、高校教育の無償化や、必要な場合の援助については単なる例示規定であり、条約の例示には拘束されないと立場を表明しております。しかし、アメリカやイギリスの法律における用語法としての「サッチ・アズ」は、単なる例示ではなく、より限定的な表現ではないであります。

また、政府は、日本の高校進率は九五%に達しており、高校教育は制度的にはすべての子供に開放されているといいます。しかし、例えば、児童福祉施設の子供たちは、経済的な理由によって保護施設の教育に関する保護者義務が中学校で終わるという理由から、実質的に高校進学の道が断たれています。

私は、条約の趣旨を尊重するなら、高校教育は無償化し、保護者の教育義務を延長し、これらに伴う國の責務を明確にすることが不可欠であると考

えます。この条約の「サッチ・アズ」が求める努力もまた同様なものではないでしょうか。政府の御見解をお伺いします。(拍手)

次は、子どもオンブズマンの制度化についてであります。

私は、条約の趣旨を尊重するなら、高校教育は無償化し、保護者の教育義務を延長し、これらに伴う國の責務を明確にすることが不可欠であると考

えます。この条約の「サッチ・アズ」が求める努力もまた同様なものではないでしょうか。政府の御見解をお伺いします。(拍手)

今後の委員会審議におきましても、私たちは多くの問題提起を行いたいと思います。政府も行政の都合に合わせた条約解釈を行うのではなく、まさに条約が求める「子どもの最善の利益」のため、我々大人には何ができるのかという真摯な態度で対応されますことを強く希望し、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 最初に、この条約

が日本の子供たちにもたらす意義いかんというお尋ねでございました。

児童は、その人格の完全かつ調和のとれた発達が確保され、社会の中で個人として生活するためには十分な準備が整えられることが必要であります。これが児童の権利条約の基本的な考え方と思います。政府としては、この条約において認められております児童の権利の尊重、保護を引き続き図っていくことが重要と認識しております。

また、この条約を締結することによって、児童の基本的人権の尊重や保護について、制度面ばかりでなく意識面、実体面で一層努力していく契機となるというふうに考えております。

それから、オンブズマン制度の創設についてお尋ねがございました。

児童に関する各般の問題については、既に児童相談所、児童委員、人権擁護機関などが、家族や児童本人からの相談に応じて各種の援助を行う体制が現に整備されております。したがいまして、子供の権利侵害の問題については、オンブズマンという新しい制度を創設することでなく、児童相談所、人権擁護機関等の相談活動の強化を図ることによって対処するのが適当であると考えております。

残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣武藤嘉文君登壇〕

○国務大臣(武藤嘉文君) 佐藤議員にお答えをいたします。

私については大体三問ばかりお答えすればいいかと思つております。

まず最初は、「チャイルド」の表現についての問

題でございます。

児童の権利条約の「児童」を「子ども」と訳すべきとの御指摘につきましては、政府といたしましては、我が国がこれまで締結した条約の訳例及び国内法令における用語との整合性にかんがみ、この条約の「チャイルド」の訳としては「児童」が最も適切であると判断したものであり、「子ども」に改めることの方はありません。

次に、留保、解釈宣言の問題に関してお答えをいたします。

まず、第三十七条(c)に関する留保についてお答えをいたします。

この規定によれば、自由を奪われた十八才未満の児童が十八歳以上の成人から分離されなければなりません。他方、我が国の少年法は、二十歳未満の者を少年として取り扱うこととしておりま

す。仮にこの規定に留保を付さないでこの条約を締結した場合、国内法を改正し、保護の対象を現

在の二十歳未満の者から十八歳未満の者へと縮小する必要があり、適当ではありませんので、留保を付するものであります。

次に、この条約第九条1は、この審議経緯にかんがみましても、父母による児童の虐待または父母の別居などの特定の場合において、原則として

離れて、児童がその父母の意思に反して父母から分離されないことを確保するよう締約国に義務づけるものでありますが、これは、児童または父母の退去強制、抑留、拘禁等、この条約第九条4におい

て、国がとり得る措置として認められている措置により、結果的に親子の分離が生ずることまで妨げるものではないと解されます。ただし、この

ような解釈が文理上必ずしも明らかではないため

に、このような解釈を明らかにしておくとしたものであります。

また、この条約第十一条は、締約国が出入国の申請を「積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う」旨規定しておりますが、これは、例えば出入国の申請を原則的に拒否するような消極的な取り扱いを禁止し、また出入国に関する申請の受理から申請を通じた手続の中で人道的配慮が必要と認められる場合は、かかる配慮を行なうこと等を定めたものであり、出入国の申請の審査の結果を予断し、拘束するものではないと解されます。

ただし、このような解釈が文理上必ずしも明らかではないために、このような解釈を明らかにしておくこととしたものであります。

このように、我が国の行おうとしている留保、解釈宣言は、いずれも必要と判断したものでありまして、また、この条約の趣旨をゆがめるものではないと考えております。

三点目は、広報に対する財政措置が必要ではないか、こういう御質問でございました。

政府といたしましては、既に政府の広報誌等において、この条約の精神や内容について紹介、普及に努めているところであります。今後とも、各種メディア、講演会等を通じて広報予算の枠内で

適切に対処していくこととしておりまして、この条約の広報のために新たな財政措置を講ずる必要はないと考えております。

〔国務大臣後藤田正晴君登壇〕

○国務大臣(後藤田正晴君) 佐藤議員にお答えを申上げます。

嫡出子と嫡出でない子との取り扱いに関する我が国の民法等の規定がこの条約第二条に反するも

のであるとの御質問でございますが、この条約の第一条は、児童に対する不合理な差別を禁止する

趣旨の規定でございますが、御指摘の民法等の規定は、婚姻関係にある両親から出生した子であるか否かに伴つて必然的に生ずる差異や法律婚を尊重しなければならないという見地からの合理的な差異を定めたものであつて、本条約に反するものではないと考えます。したがつて、この条約批准に当たつて民法等の改正は必要はない、かような考え方でござります。(拍手)

〔国務大臣森山眞弓君登壇〕

○国務大臣(森山眞弓君) 佐藤議員から条約第二十八条と無償化についての御質問がございました。

第一に、条約第二十八条第一項の規定は、中等教育の発展を奨励し、すべての児童に対しても利用可能であり、かつ、機会が与えられるようになるため、締約国がその裁量によりとるべき適当な措置の例示として、必要な場合における財政的援助の提供等と並んで無償教育の導入を規定しているもので、無償教育の導入自体を締約国に義務として課しているものではないと考えます。

高校教育を無償化することにつきましては、膨大な財政負担の増加等問題が多く、そのような方針をとることは適当でないと考えます。

我が国では、高等学校教育については、必要な場合の財政的援助として、育英奨学、就学奨励等の就学が困難な者に対する経済的な援助、私立学校の就学上の経済負担を軽くするための私学助成などを行っており、これらの措置によって本規定の趣旨とする中等教育の機会の確保のための適切な措置をとっているのであります。今後ともその推進に努めてまいる所存でございます。

次に、高等学校に関する保護者の教育義務の延長につきましては、中学校卒業者の高校進学率は、平成四年度において九五・九%に達しております。高校進学希望者のほとんどが高等学校に進学している状況にあります。また、この段階の青少年の能力、適性、興味、関心、進路希望などは極めて多様化しており、それそれにふさわしい進路選択が行われることが大切であると考えております。一律に高等学校を無償化し、義務教育化することは適当ではないと考えます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 大野由利子君。

[大野由利子君登壇]

○大野由利子君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議案となりました児童の権利に関する条約について、総理並びに関係閣僚にお尋ねをいたします。

本条約は、一九八九年に国連で採択されました。が、この年は、世界史の中でもひとときわ光彩を放っているフランスの人権宣言が布告されてちょうど二百年に当たります。折しも本年は、世界人権宣言が布告されて四十五周年を迎え、六月にはウイーンにおいて世界人権会議が二十五年ぶりに開催されます。今、国際社会の中では民族紛争が続発していることもあり、人権というテーマに対する関心は国際的にも急速な高まりを見せています。したがって、本条約についてお尋ねする前に、人権という課題に関し、より広範な観点からお尋ねいたします。

我が国は、経済は黒字国でも人権は赤字国であると言われています。現在、国連で採択された人権関係の条約は二十五を数えます。本条約を

批准することで、ようやく我が国は二十五本中八本を認めることになります。中でも、一九六五年に採択された人種差別撤廃条約については、既に三百三十四カ国が批准しておりますが、我が国はまだ批准しておりません。

また、本年は国際先住民年であります。我が国政府は、いまだにアイヌ民族を先住民と認めていませんが、残念ながら、本条約についても、いばかりか、明治三十二年に制定された北海道旧土人保護法という国家的差別法をいまなお存続させております。加えて、我が国では部落差別の問題も克服できず、在日韓国人・朝鮮人の人々とさえ円満に共存できない現状にあります。近年は、外国人労働者にかかる人権問題も多発しております。

旧土人保護法の撤廃とアイヌ新法の制定を急ぐ必要があります。品格のある国づくりを標榜する國連で採択されながらまだ批准されていない諸条約について、とりわけ人種差別撤廃条約については早期に批准するべきものと考えます。北海道

本条約の生い立ちを振り返ってみると、第二次

世界大戦を教訓として世界人権宣言が生まれました。たが、その際、それまでの人权保障が男性中心にする傾向は国際的にも急速な高まりを見せていました。したがって、本条約についてお尋ねする前に、人権という課題に関し、より広範な観点からお尋ねいたしました。

わかれています。

それだけに、我が国においても本条約の早期批准が強く求められていましたが、残念ながら、本条約の承認を求める政府案は、こうした期待に十分こたえていないのではないかと言わざるを得ません。条約実施のために国内法の整備や予算措置も不要であるという政府方針のもとでは、どこまで実効性が發揮できるのか、また、全国の子供や教育関係者、福祉担当者等々にどこまで本条約の精神を徹底できるのか、甚だ疑問であります。

総理並びに外務大臣は、本条約の精神をどうとらえておられるのか、まず御見解を承りたいと思います。以下、具体的に質問いたします。

第一には、本条約の名称を含む政府案の問題についてであります。

政府の説文は、本条約の精神を十分に反映していないばかりか、子供の権利を制約する方向で訳されているとの指摘があります。例えば、英語の原文「チャイルド」は「子ども」ではなく「児童」と訳され、本条約の名前自体が「児童の権利条約」と訳されています。

本条約の生い立ちを振り返ってみると、第二次世界大戦を教訓として世界人権宣言が生まれました。たが、その際、それまでの人权保障が男性中心に進められ、忌まわしい大戦まで引き起こすに至りました。という反省から、今後はその犠牲にさらされた女性や子供の人権保障を各国の重要な政治課題にしようと決意したことに端を発していると言

つけていた留保についてであります。

第二には、本条約を締結するに当たり、政府が答弁をお伺いいたします。

鳩山前文部大臣も、委員会質疑で、子供と言つた方が温かみを感じると言われておりました。また、先ほどの社会党議員の主張に対しましても、児童とは言いません、との意見を表明していました。政府答弁をして賛同を表しておられました。政府答弁をお伺いいたします。

政府は、完全批准を求める関係者の声が強いに加え、三十七条(c)の規定を留保することとしています。我が国における少年の身柄拘束は、少年の保護を専門とする少年鑑別所への収容を原則としているにもかかわらず、現実は、大人の収容さえ問題とされている代用監獄への勾留が横行しています。こうした事実に照らして見ると、この規定の留保は、子供への権利侵害を温存するための口実ではないのかという懸念があります。

もし政府がこうした懸念を否定するのであれば、この三十七条(c)の規定を留保にするのではなく、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行なうべきではなかったのかと考えますが、外務大臣の明確な御答弁を求めます。(発言する者あり)ごめんなさい、法務大臣——いや、留保することですから、外務大臣の御答弁を求める

なお、子供を拘束する場合は、成人と厳格に分離することが少年司法運営に関する国連の最低基準規則となっています。代用監獄における子供の勾留を速やかに禁止すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、この際、少年司法のあり方を規定した条約四十条の精神を実効あるものとするためにも、例えば少年事件の取り調べに際しては、付添人をつけることを義務づけるとか、あるいは弁護人の依頼権を法的に保障するなど、現行の少年司法のあり方についても抜本的に再検討すべきではないかと思いますが、法務大臣の御見解をお伺いいたします。

第三には、条約第二条では、人種、性、言語、宗教、障害、出生などによるいかなる差別も禁じております。ところが、我が國の民法九百条では、非嫡出子の相続は嫡出子の二分の一に規定しています。また、婚姻届を出した夫婦の子供と出さない夫婦の子供では、戸籍、住民票の記載に違いがあるって、結婚や就職の際、差別を受けているのが実情です。現在、結婚によって姓を変えることの不便さを避けるために、積極的に事実婚を選択するカップルもふえており、世論調査でも、夫婦別姓の選択の拡大に賛成する人が反対派を上回っています。現在の家族法は、もはやこうした時代の流れにそぐわないものとなってきています。

第四は、学校教育に直接かかわる問題ですが、

は児童のプライバシー権などが規定されています。しかし、学校現場においては、いまだに頭髪の規則や持ち物検査、スカート丈の規制と、綱の目のような細かい規則や体罰がまかり通り、校則に意見を述べる機会すら与えられていない現状もあります。

また、障害児が障害を理由に希望する学校入学できなかつたり、病弱児が病院内学級や訪問教育が不備なために義務教育すらも十分に受けられない実情も見受けられます。在日外国人の子供を含め、すべての子供に対し、教育を受ける権利を保障するべきではないかと考えますが、文部大臣の御見解を伺います。

第五に、地球上には、戦乱、飢餓、疫病等によって生存権さえ脅かされている多くの子供が放置されている現実があります。国際的見地から考へてみると、この条約の批准を契機に、我が国は、地球的大規模で子供の人権保障を推進し、途上国も世界の将来も子供たちの手にかかっているわけだ、いわば子供は未来からの使者であります。子供たちの健やかな成長を期す意味からも、この際、総理がリーダーシップを発揮し、政府として子供の権利をより総合的に推進するための年次計画、すなわち「子どもの権利保障推進十ヶ年計画」を策定し、国内法の整備を含め、内外にわたる各種施策を充実していくお考えはありませんか。

重ねて総理の御見解をお尋ねし、私の質問を終ります。(拍手)

[内閣総理大臣宮澤喜一君登壇]

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 最初に、アイヌ新法についてでございますが、アイヌ新法の問題につきましては、政府としては、北海道からアイヌ民族に関する法律制定についての要望を受け取つております。関係省庁からなる検討委員会を設けまして、たゞいま鋭意検討を行つてあるところでございますので、どうぞその趣旨で御理解をお願いいたいと思います。

次に、この条約の精神はどうかといふことで

〔國務大臣武藤嘉文君登壇〕

れ、活動を始めていますが、我が国においても、子供の権利保障の状況を監視したり、必要に応じて勧告、提言するなどの活動を独自に行う行政機関として、子どもの権利委員会または子どもの権

利オンブズマンを国、地方公共団体に設置すべきではないかと考えるものであります。この制度は、既に多くの国や州において設置されているそのため意見を述べる機会すら与えられていない現状もあります。

また、この条約上の権利につきましては、その

別を問わず、世界的な視野から、児童の人の権の尊重、保護の促進を目指すものと認識をいたしております。

また、この条約上の権利につきましては、その

内容の多くは、我が国憲法を初めとする現行の国

内法制で既に保障をされておりますが、この条約

を締結することによって、児童の基本的人権の尊

重や保護について、制度面ばかりではなく、意識の

面、実体面で一層努力をしていく契機になる、ま

たそうでなければならないと考えております。

それから、オンブズマンについてお尋ねがございましたが、児童に関するいろいろの問題につい

て、既に、児童相談所、児童委員、人権擁護機関な

どが家族や児童本人からの相談に応じまして各種

援助を行う体制が既に整備をされております。

したがって、子供の権利侵害の問題につきまし

ては、新たにオンブズマンという制度を創設いたし

ますよりは、児童相談所、人権擁護機関などの相

談活動の強化を図ることによって対応するのが適

当であると思います。

次に、子供の権利を保障するための総合的な推進計画ということについてお尋ねであります。

児童の権利の保障につきましては、これまででも児童の健全な育成を目的とした各種施策の展開を通じて確保してきたところでございます。政府としては、引き続き関係行政機関の緊密な連携を保ちつつ、この条約の趣旨を踏まえた施設を総合的に推進してまいりたいと考えております。

残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

○国務大臣(武藤嘉文君) 大野議員にお答えをいたしました。

私は対しては、まず、この条約に先立ちまして、人種差別撤廃条約について早期に批准すべきではないかということございました。この点についてお答えをさせていただきます。人種差別撤廃条約等の未締結条約についてお答えをいたしました。

我が国は、国際社会における基本的人権の尊重を一層促進し普遍化することの意義を十分認識しております。国連において作成された人権関係条約は最も重要な役割を果たしていると考えております。このような観点から、我が国は、一九七九年には国際人権規約を締結し、一九八一年には難民条約及び同議定書を締結し、また、一九八五年には女子差別撤廃条約を締結しております。

未締結の条約については、人種差別撤廃条約を含め、これらの条約の目的、意義、内容、国内法体制との整合性等を十分勘案の上、その取り扱いについて関係省庁とともに検討を続けていく所存であります。その結果、締結することが適當と考えられるものにつきましては、締結するよう努めをしてまいります。

次は、この条約について、その精神をどうとらえているか。

これは、今總理からも御答弁がございましたとおりでございまして、その目的とするところは、基本的人権の尊重の理念に基づいている我が國の憲法とも軌を一にしているものであります。児童の人格の完全なかつ調和のとれた発達のために、児童の人権が保障されるとともに、児童が特別な

保護及び援助を受けるべきであるという精神に立脚してつくられたものであると認識をいたしております。

それから三つ目は、先ほどもこれはお答えをいたしましたが、「チャイルド」の表現でございました。

この条約の「児童」を「子ども」と訳すべきとの御指摘につきましては、先ほどと同じような答弁になりますけれども、政府といたしましては、我が国がこれまで締結した条約の訳例及び国内法令における用語との整合性にかんがみ、この条約の「チャイルド」の訳としては、「児童」が最も適切であることは考えておりません。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であったと思ひます。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

次に、この規定で言う「成人」とは、国内法で言う二十歳以上の「成人」を指すものと解釈する旨の解釈宣言を行つたらどうか、こういう御指摘であります。

他方、我が国の少年法は、二十歳未満の者を「少年」として取り扱っておりますので、この条約の我が国への適用上、第三十七条の法的効果を除外する必要がありまして、解釈宣言ではなく、留保を行うことが必要と考えております。

最後に、この条約の批准を契機に、もっとODAの二国間あるいはユニセフ等に対するマルチの援助を充実をしていくべきではないか、こういう御指摘でございました。

全世界の人々が健康で豊かな生活を享受できるような社会の実現は、人類共通の目標であると同時に、政府開発援助もかかる目標に沿つて実施しているものであります。

政府開発援助大綱においても、教育を初めとする基礎生活分野及び人づくりの分野を重点項目として掲げております。このような分野において、これまで二国間ODA及びユニセフ等国際機関を通じる援助によって種々協力を実施してきたところでござります。我が国といたしましては、国際貢献の重要な柱の一つであるODAを通して、これまで二国間ODA及びユニセフ等国際機関を通じる援助によって種々協力を実施してきたところでござります。我が国といたしましては、現行法上、十分に保障されておるのでない

と、少年法によって付添人を選任することが認められておるわけでござりますので、少年の権利は、現行法上、十分に保障されておるのでない

と、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。そこで、いわゆる代用監獄に勾留する場合においても、被疑者留置規則によりまして、少年は成人の被疑者と分離をして収容するというように相なっておるわけでございまして、現にそのよう

に取り扱われておるものと私は承つておるわけでございます。

次に、少年事件における弁護人の依頼権の保障あるいは付添人の義務づけ等、少年司法のあり方について抜本的に再検討をすべきではないか、こ

ういう御質問でございますが、それについてお答えをいたしますと、少年は、被疑者として取り調べを受ける段階では、刑事訴訟法によって成人と同様に弁護人選任権が認められておるわけでござります。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。また、少年審判を受ける段階になりますと、少年法によって付添人を選任することが認められ

ます。そこで、いわゆる代用監獄に勾留する場合においても、被疑者留置規則によりまして、少年は成人の被疑者と分離をして収容するというよう

の条約に反するものではない、そこで条約批准に当たつて、民法等を改正する必要はないものと私は考えております。

なおまた、夫婦の氏の問題、あるいは婚姻及び離婚に関する身分法制、これらの問題について御質疑がございましたが、これらは現在、法制審議会で見直しを、今その作業に取りかかっておるわけですが、その結果を見たい、かよう

に考えておるわけでございます。

〔國務大臣森山眞司君登壇〕

○國務大臣(森山眞司君) 大野議員にお答えいた

ります。

○國務大臣(森山眞司君) 大野議員にお答えいた

します。

○國務大臣(森山眞司君) 大野議員にお答えいた

ります。

○國務大臣(森山眞司君) 大野議員にお答えいた

します。

進しようとするものであると認識しております

が、学校においては、児童生徒の人権に十分配慮

し、一人一人を大切にした教育が行われなければ

ならないのは当然でございまして、今後とも、こ

の条約の締結を契機として、体罰の根絶

も含め、より適切な教育指導、学校運営を行われますよう、一層の指導に努めてまいりたいと考えております。

第二に、障害児教育などに対する御質問につい

てでございますが、日本国憲法及び教育基本法に

よりまして、すべて国民は「その能力に応じて、

ひとしく教育を受ける権利を有する。」ものとされ

ております。これを受けまして、学校教育法で

は、心身障害児に対し教育の機会を保障するた

め、小学校、中学校等のほかに、盲学校、聾学校

、養護学校を設けております。

心身障害児に対する教育につきましては、その

み、よりよく成長発達していくための指針として

の役割を持つものでございます。もとより、校則

は日々の教育指導にかかるものでありますか

ら、児童生徒の実態、保護者の考え方、時代の進

展などを踏まえまして、絶えず見直しを行い、教

育的に見て適切なものとすることが大切であり、

文部省いたしましても、かねてよりこのようない

観点に立ちまして、教育委員会等に対し指導して

まいりました。

なお、校則の制定や見直しに当たり、学級や生

徒会等で児童生徒にみずから問題として討議す

る場を設けるなど、指導上の工夫を行うことによ

つの方針であると考えております。

児童の権利条約は、児童生徒の心身とともに健全

な発達のために、教育を含む各種の権利保障を推

文部省いたしましては、このような施策を通じま

じまして、すべての児童生徒の教育の機会を保障

し、その充実を図ってきたところでございます。

が、今後ともその一層の充実に努めてまいりたい

と考えます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 菅野悦子君。

〔議長退席 副議長着席〕

〔菅野悦子君登壇〕

○菅野悦子君 私は、日本共産党を代表して、子どもの権利に関する条約について質問をいたします。

一九二四年の児童の権利に関するジニネーブ宣言以来、国連の人権宣言や国際人権規約、児童の権利宣言を経て採択された本条約は、世界戦争の教訓から人類が学んだ人権思想の集大成をなすものとして高い評価を得ているものであります。

世界の経済大国となつた我が国において、それ

にふさわしく子供の権利保障が行われることは當然のことであり、政府が言うように、発展途上国

の問題などと軽く片づけられる問題ではございません。私は、本条約が、二十一世紀に向けての平和と新たな民主主義の時代を切り開く大きな力となることを確信するものであります。

条約は、子供の「最善の利益」が第一義的に考慮されるべきことを前提に、これまでの国際人権規

約に保障されてきた諸権利はもちろんのこと、さ

らに、子供自身を権利行使の主体と位置づけてい

る点に画期的な深い意義がございます。(拍手)

ともすると、子供は保護し、管理する対象とし

て考えてきた我が国における子供観を、あるいは

社会のあり方を、根底から問い合わせなければなら

ないほどの大きな問題を提起していると言えま

す。未成熟な子供の発達、成長段階に応じて権利

行使を保障するという、極めて質の高い民主主義

が求められていることを認識し、これにふさわし

い社会の改革を図る責務が政府に課せられている

のです。

しかし、これまで明らかにされてきた政府の見

解は、関連法規の改正はもとより、実施体制の見

直しもせず、財政措置もなしというものです。こ

うした政府の姿勢には、形式的な条約批准で事足

りりとする、実に無責任な対応と感じられてなりません。

本条約のこうした根本理念に照らし、基本的問題に絞つて、総理以下関係大臣に質問いたしました。

総理、子供たちの置かれている現状は余りに多くの問題を投げかけています。アトピーやせんそくに苦しむ子供たち、あるいは乳幼児の虐待、小学校低学年から落ちこぼれを生み出す新学習指導要領、学ぶ権利さえ奪われている災害・交通事故などの問題などと軽く片づけられる問題ではございません。私は、本条約が、二十一世紀に向けての平和と新たな民主主義の時代を切り開く大きな力となることを確信するものであります。

さて、これにより心身障害児に対し、教育の機会を実質的に保障しているものと考えております。なお、在日外国人につきましては、公立小中学等への就学を希望する場合には、教育の機会を保障するため、日本人の児童生徒と同様に受け入れております。

約を受けとめ、実態の改善を図るつもりなのか、総理並びに外務大臣の基本認識をお伺いいたしました。(拍手)

第二は、本条約の最大の特徴をなす意見表明権の問題です。

子供は、保護される立場にあると同時に、権利行使の主体として意見を表明する権利を保障され、また締約国には、子供の意見を正當に重視する義務が課せられているのです。髪型や服装まで校則に定め、管理、統制を因るなどは、明白に教育的範疇を超えていると言わなければなりません。過度な管理・締つけ教育が、子供たちの意見表明の機会さえ奪い、時に、兵庫・高塚高校における校門死事件など、悲惨な事件を引き起こす、しかとお認めになりますか。国民への周知徹徹はどのように進められるのでしょうか。意見表明権をあらゆる分野で保障するために、具体的な検討、対策が必要と思いますが、総理の見解を求めます。(拍手)

文部大臣、大阪弁護士会が実施した「校則に関するアンケート調査」を見ても、多くの中学・高校生が校則の見直しを求めているところであります。教育的配慮と言ふのならなおのこと、子供自身に納得のいくルールであることが肝要です。条約二十八条二項に照らし、子供たちの意見を校則や生徒心得に十分反映させるために、どのような対策を考えているのか。

また、意見表明権を保障する上で、まず、高校生の自主的活動を制限・禁止している「生徒指導の手引き」や、一九六〇年の「高等学校生徒に対する

る指導体制の確立について」「高等学校における政治的教養と政治活動について」などの各種通達を撤回すべきではありませんか。

第三は、子供の生存権と健康、医療への権利を保障する手続規定を明文化することが不可欠の条件です。どのように対応されるのでしょうか。

さらに、条約第十四条は、締約国は、子供の思想、良心及び宗教の自由の権利を尊重しなければならないことを義務づけています。日の丸の掲揚、君が代合唱の押しつけは、本条約に反するこ

とを多くの識者がひとしく認めているところであります。(拍手)日の丸、君が代についての子供の拒否

權、意見表明権をどのように保障されるつもりか、それについて明確な答弁を求めます。

(拍手)

第三は、教育全体の問題です。

いじめ、体罰、不登校、中途退学者の増大など、教育の荒廃が年々深刻の度を増しています。

新学習指導要領の撤回、見直しを求める地方自治体が百を超えていることに示されるように、覚えられない、わからないと子供たちが悲鳴を上げて

いる、この現実が明白に示しているとおり、子供の人格や発達成長の段階を無視した新学習指導要領による詰め込み・能力主義教育にその大きな原因が指摘されているのです。多くの子供にわからぬ授業では、もはや教育ではありません。教

育行政の転換が求められているのではありませんか。文部大臣、こうした新学習指導要領は直ちに

白紙撤回されるよう強く要求し、答弁を求めま

す。(拍手)

また、私学助成の十年連続の実質削減、入学金

や授業料の大幅引き上げ、私学にあっては月額十万円にも及ぶ教育費は、既に父母負担の限界を超えており、中等教育の無償または財政援助を求めており、総理第十二条に照らし、どのように対応をされるのか、文部大臣の認識を伺いたい

と思います。(拍手)

第四は、子供の生存権と健康、医療への権利に関する二十四条について伺います。

乳幼児の三人に一人がアトピー性皮膚炎に苦しむ、ぜんそくや呼吸器系疾患などによる乳幼児の入院は、厚生省の調査でも一九六五年の一・八倍に増加しております。子供たちの健康破壊が急速に広がっているのです。最高水準の健康に恵まれる権利を子供たちに等しく保障するために、少なくとも乳幼児医療の無料化に踏み切るべきではないか。また、保育を児童福祉法の対象から外して措置費制度を改悪し、教員対策に転換するかのような政策は、断じて採用すべきではありません。医療、福祉、教育をサービス産業として利潤追求の対象とするなどは、本条約の理念に反することとは明白であります。

第五は、親の、子を養育する権利と企業責任の問題です。

子供の権利を保障する上で、その両親の人権が尊重されなければならないことは当然のことであります。子供や家族の意向を無視した単身赴任の強要、女性の差別的低賃金や過労死の増大など、企業活動のあり方が子供を養育する権利を妨げる根本的原因となっていることは御承知のとおりであります。資本の利益追求最優先のもとで、子供たちが犠牲になつてゐるのです。少なくとも一日拘束八時間の労働時間、週休二日の完全実施、最低二十日の有給休暇の保障が必要であります。總理、企業に対していかなる指導をされるつもりか、また、父母が養育の権利を確保するためにはどのような援助計画を策定するつもりか、具体的な答弁を求めます。(拍手)

最後に、条約を遵守し、誠実に実行していくた

めの体制の問題について伺います。

国連子どもの権利委員会は、各國政府が子ども

な問題となっています。

総理、司法職員を初め行政職員に対する本条約の周知徹底及び研修、訓練等をどのように実行されるおつもりか。また、家庭裁判所における付添人の立ち会いを法制度化し、子供の教育、権利の確保を図るべきと思いますが、どうお考えか。

さらに、条約は、出生のいかんにかわらず、いかなる差別も禁じているところです。非嫡出子の法定相続分に関する差別が認められることは明らかであり、速やかに民法の改正を行うよう、総理の見解を求めます。(拍手)

第六は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第七は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第八は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第九は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十一は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十二は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十三は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十四は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十五は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十六は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十七は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十八は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第十九は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第二十は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

第二十一は、国連子どもの権利委員会が認められていないとされる判決が、なぜあるのか、改めての見解を求めております。

行っているところですが、総理並びに外務大臣、日本政府として批准後二年以内に求められている報告では、どのような実態の改善が報告できるとお考えでしょうか。

まず、条約実施のための体制を整えることが重要です。一つは、必要な立法あるいは政策の提言及び調査、勧告する権限を持つ、行政機関からは独立したオブズマン制度の創設、第二は、国及び地方自治体における子どもの権利を実現するための推進本部の設置等が緊急に求められているところであります。また、次年計画や国内行動計画の策定も急がれなければなりません。総理にその決意がおりかどうか、お伺いいたします。(拍手)

幾百千万のとうとい命の犠牲の上に、平和と民主主義の原則を明確にした今日の憲法が制定されました。平和こそ子供の命を守り、子供の権利を保障できる最大の力であります。武力を保持せず、武力の行使を禁じた日本国憲法こそ、世界じゅうの子供たちの権利を保障し得る未来の方向を示していると確信いたします。憲法の平和理念をあくまで守り抜く決意がおりかどうか、総理の答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣宮澤喜一君登壇】

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 大変たくさんのことをお尋ねになりましたので、一つずつお答えをいたします。

近年の出生率の低下につきましては、家庭やあるいは子育てについて、若い人々が関心を失いつつあるのではないかということを心配いたしております。政府としては、内閣に関係省庁の連絡会議を設けて、出生率低下の要因を分析するとともに、子供を産み育していくことに喜びや楽しみを

感じることのできる社会づくりのための施策を総合的に推進をしているところでございます。

次に、児童生徒は、一般に心身の発達過程にある、そういう年ころでございますから、学校における指導が行われませんように、今後とも児童生徒

の基本的人権には十分配慮をいたします。条約第十二条の意見表明権は、児童の意見を年齢等に応じ相応に考慮すること等を求めているものであって、児童の意見を無制限に認めるものではないことはもとよりと思います。

次に、この条約について国会の御承認をいただき、締結した際には、政府としては、条約の内容、考え方を、子供たちを初め関係方面に幅広く広報をいたします。

それから、国選の付添人を法的に制度化することは、条約第四十条の要請そのものを大幅に超えます。ところでもござります。また、将来、少年法改正の条件が整った際に、他の窓口に関連するものもあるの問題とあわせて検討すべき問題であると思

います。

嫡出子と嫡出でない子との取り扱いに関する我が国の民法の規定につきましては、先ほど法務大臣が再度にわたって御答弁になられましたが、民法の規定は、婚姻関係にある両親から出生した子であるか否かに伴って必然的に生ずる差異、法律の尊重の見地等から合理的な差異を定めたものであるかと思います。もちろん、本条約に反するものではありません。

【内閣総理大臣宮澤喜一君登壇】

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 大変たくさんのことをお尋ねになりましたので、一つずつお答えをいたします。

近年の出生率の低下につきましては、家庭やあるいは子育てについて、若い人々が関心を失いつつあるのではないかということを心配いたしております。政府としては、内閣に関係省庁の連絡会議を設けて、出生率低下の要因を分析するとともに、子供を産み育していくことに喜びや楽しみを

これから、労働時間につきましては、年間総労働時間千八百時間の達成に向けて、完全週休二日制の普及促進、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及及び拡大、所定外労働の削減等に努めるとともに、週四十時間労働制への移行を実現するための労働基準法改正案を今国会で御審議をいただいているところでございます。

子どもの権利委員会につきましては、この条約上の権利について、その内容の多くは、我が国憲法を初めとする、現在ございまして国内法制で既に保障されております。この条約を締結することによって、もう一度そういう問題の意識を高める契機にいたしたいと思います。条約を締結いたしました後、この権利の実現のためにとった措置等に關する報告を国連事務総長を通じて児童の権利に關する委員会に提出いたしますが、その中におい

て、我が国児童を取り巻く諸状況の進捗ぶりについて言及をいたすつもりであります。

オブズマンにつきましては、先ほどもお答えをいたしましたが、児童に関する各般の問題につきまして、既に児童相談所、児童委員、人権擁護機関などがあることになります。

その次は、条約批准二年以内に義務づけられる児童の権利委員会への報告の中で、どのように実態面での改善を報告し得るのだろうかということです。また、児童の権利に関する委員会に提出することになる報告書の記載内容は、この条約の国内実施状況に係るもののが主になるものと予想されます。したがって、報告書の作成に当たっては、外務省が中心となりまして、条約の国内実施を担当する関係省庁との間で、事実関係の把握及び政策指針の両面において十分連絡調整を行つてお尋ねがございましたが、現在あります関係行政機関の緊密な連携を保ちつつ、この条約の趣旨を総合的に推進してまいりたいと思います。

それから、日本国憲法の基本理念は、これを将来にわたって堅持すべきものであることは申し上げるまでもありません。(拍手)

○國務大臣(武藤嘉文君) 普野議員にお答えをいたします。

最初は、いろいろな社会の現象から、いかなる見地からこの条約を受けとめているか。総理からも御答弁がございましたが、私からもということござりますので、お答えをさせていただきます。

この条約は、児童の人格の完全な、かつ調和された発達のため、児童の人権が保障されるとともに、児童が特別な保護及び援助を受けるべきであるという精神に立脚してつくられたものであると認識しております。したがって、この条約を締結することは、この条約の精神に基づき、国民の意識を高め、児童の法的保護及び福祉の向上等がと認識しております。したがって、この条約を締結することは、この条約の精神に基づき、国民の意識を高め、児童の法的保護及び福祉の向上等が

見地からこの条約を受けとめているか。総理からも御答弁がございましたが、私からもということござりますので、お答えをさせていただきます。

もう一つは、これも総理から今御答弁がございましたけれども、オブズマン制度の創設その他、いろいろとこれに対する対応をどうするかと

いうことだと思います。

それから、総理の御答弁のとおりで、新しい体制をつくる必要はないと思つております。政府といたしまし

ては、児童の権利に関する委員会に対する報告を作成し、提出するに当たって、関係行政機関相互間の緊密な連絡を行うことによりまして、この条約の国内履行状況をチェックし、フォローアップしていくことができるものと考えております。(拍手)

〔國務大臣森山眞弓君登壇〕

○國務大臣(森山眞弓君) 菅野議員にお答え申し上げます。

まず、校則との関係について御質問がございました。

校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長発達していくための指針としての役割を持つております。これは日々の教育指導にかかわるものでありますから、児童生徒の実態、保護者の考え方、時代の変化などを踏まえまして絶えず見直しを行い、教育的に見て適切なものとすることが大切でございます。文部省といたしましても、かねてよりこのような観点に立ちまして、教育委員会等に対し指導してまいりました。その見直しに当たって、学級や生徒会等で、児童生徒にみずからの問題として討議する場を設けるなど、指導上の工夫を行うことも一つの方法であると考えております。

続いて、第十二条に基づく子供の意見表明についての御質問がございました。

第十二条第一項の、児童の意見を表明する権利につきましては、児童に影響を及ぼすすべての事項について自己の意見を表明する権利を規定するものでございますが、この条文は、児童の意見を年齢等に応じ相応に考慮することを求めるものでありまして、児童の意見を無制限に認めるもので

はないと考えます。

学校教育において、この条約の批准を契機として、より一層児童生徒の人権に十分配慮し、一人の個性を大切にした教育指導や学校運営が行われるようにしていくことが大切であり、指導の充実を図つてまいりたいと考えております。

また、第十二条の第二項では、一定の行政上の手続について、児童は聽取される機会が与えられる旨規定しておりますが、これは、個々の児童に直接影響を及ぼすような行政上の手続、例えば教育関係で申せば、停学、退学等において、当該児童の意見が聽取される機会を与えるれる旨の規定であると考えられます。

退学・停学処分については、児童に懲戒処分を行つておいて、児童は聽取される機会が与えられる場合の教育上必要な配慮をするとの学

校教育法施行規則第十三条の規定がございまして、その際、児童の意見聽取が望ましい旨の指導を行つておりますが、今後、条約締結後においては、さらに指導をしてまいりたいと考えます。

次に、第十四条に基づく「思想、良心及び宗教の自由」に関してのお尋ねでございます。条約第十四条の思想、良心の自由は、既に憲法や国際人権規約に規定されているところでござりますが、これは一般に、内心について、国家はそれを制限したり禁止したりすることは許されないという意味と解釈されるものと承知しております。

我が国におきましては、長年の慣習により、日の丸が国旗、君が代が国歌であるという認識が広く国民の間に定着しているものでございます。学校教育におきましては、学習指導要領に基づいて、児童生徒が国旗、国歌の意義を理解し、それ

を尊重する心情と態度をしっかりと育てるために、入学式や卒業式などにおいて、国旗掲揚、国歌斉唱の指導を行つております。

この学習指導要領に基づく指導は、児童生徒が将来広い視野に立つて物事を考えられるようとにの観点から、国民として必要な基礎的、基本的な内容を身につけるために行われているものでございまして、児童生徒の思想、信条を制約しようとしないものではなく、したがつて、本条約第十四条に反するものではないと考えます。

さらに、学習指導のあり方についてのお尋ねがございました。

新学習指導要領は、二十一世紀を担う子供たちが、これから社会の変化に対応して、主体的、創造的に生きいくことができる資質や能力の育成を図ることを基本的なねらいとしてつくられたものでございます。

学校におきましては、このような新学習指導要領が目指す教育を実現するため、学力を單なる知識や技能の量の問題としてとらえるのではなく、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力の育成を重視する新しい学力観に立つて、教材の精選を図るとともに、個々に応じた指導を一層充実することが課題でございます。したがつて、学習指導要領自体が、子供の人格や能力を無視した詰め込み教育などを助長することにつながっているとは考えておりません。先ほど申し上げた考え方を推進されますよう、さらに努力をしてまいりたいと考えます。(拍手)

〔國務大臣丹羽雄哉君登壇〕

○國務大臣(丹羽雄哉君) 乳幼児の医療の無料化についてのお尋ねでございますが、乳幼児の健康

を守り、増進させるため、厚生省といたしましては、これまで三歳児健康診断などさまざまな保健

医療費につきましては、医療を受ける者と医療を受けない者とのバランスという観点もあり、子供からお年寄りまで、受診者に一定の負担をしてお考えはございません。

なお、難病の子供、未熟児、障害児といつたお児医療費一般について、国としてその無料化を行う考え方でございます。

が、これから社会の変化に対応して、主体的、創造的に生きいくことができる資質や能力の育成を図ることを基本的なねらいとしてつくられたものでございます。

次に、保育所についてのお尋ねでございますが、保育ニーズの多様化、社会の変化に対応した制度や費用負担のあり方など、保育のあり方全般について検討を進めるため、ことしの二月に保育問題検討会を設置し、幅広い検討をお願いいたしました。

次に、保育所についてのお尋ねでございます。

私が国におきましては、平成三年度から、放課後児童対策事業を新たに創設し、その推進を図つており、いわゆる学童保育を制度化する必要はないと考えております。

私は、民社党を代表して、ただいま提案のありました児童の権利に関する条約について

現状子供たちの人権は、国際的に見て、世界人権宣言や国際人権規約等の既存の人権規範でも規

○副議長(村山喜一君) 柳田稔君。

私は、民社党を代表して、ただいま提案のありました児童の権利に関する条約について

官 報 (外)

定されております。しかし、実態としては大人の
人権に埋没しがちであり、特にソマリアの子供た
ちやボスニアの子供たちが置かれておる悲惨な状
況を目にすると、これら子供たちへの人道に基
づく緊急の援助が必要なことは論をましません。
また、発展途上国において恒常化しておる飢餓、
内戦による難民化、少年兵の問題、親による暴力
や性的虐待、読み書きができない子供たちやスト
リートチルドレンの急増、人身売買、麻薬の常習
など、世界の子供たちを取り巻く状況は極めて深
刻であります。

翻つて我が国の子供たちの現状を見ると、途
上国の子供たちが置かれているような、その生存
を脅かすほどの極限状況にはないものの、過熱す
る一方の受験競争、陰湿ないじめ、体罰、不登校
や少年非行などの教育問題や家庭環境、自然環境
の改善などの諸課題につき、早急な解決が望まれ
ています。

以上のような観点から、私は、国際的な協力に
よって、困難な状況にある子供たちの生存権、人
格権というべきものを尊重しようとするこの条約
の趣旨を評価し、早期に批准する必要があるもの
と考えます。

しかしながら、この条約は、一九八九年に国連
総会で採択されてから、種々のメディアを通じて
関心が高まってまいりましたが、解釈をめぐって
は、既に世上いろいろなことが言われておりま
す。近年、一つの条約の批准を前にして、その解
釈がこれほど先行したことはなかったのではない
でしょうか。そこで私は、我が国において、この
条約の趣旨を生かすために、政府がここで責任あ

る解釈を提示すべきだと考へ、以下質問をいたし
ます。

まず、この条約で最も画期的と称されている十
二条に言う児童の意見表明権の趣旨についてお尋
ねいたします。

この条項を、現在の行き過ぎた管理教育や、そ
こから派生すると言われる不合理な校則、学校運
営上の諸問題を是正するための手段として、児童
生徒に権利として発言の場を与えるものと解釈す
る向きがあります。

私は、原則として、この条文が規定するよう
に、自己の意見を形成する能力のある児童の意見
は、その年齢や成熟度に応じて配慮されれば、殊
さら権利性を前面に出さずとも十分確保、尊重で
きるものと思います。確かに今の校則のあり方や
学校運営には大いに改善の余地があることは事実
です。しかしながら、これらの課題に対してどの
程度の児童生徒の関与を認めるのかという問題の
解決を、即児童生徒に対し厳格な意味での権利を
与えることによって図るというのではなく、いささか
短絡的な気がいたします。

問題があれば、一定のルールに従って当事者が
不斷の改善を進められるのは、条約の規定をまつ
までもなく当然のことです。しかし、ここで注意
しなければならないのは、学校は本来的に、場合
によつては懲戒権行使せざるを得ないような教
育の場であるということです。したがつて、学校
と児童生徒の関係は、教育に対する一般社会に
おける契約関係に見られるような対等の当事者で
ある以上に、教育を受ける対象でもあることを十
分念頭に置くことが必要だと考えます。

私は、児童生徒の一人一人がその人格を尊重さ
れるべきことは当然のこととしても、他方では教
育を受ける対象でもあり、発育途上にあることを
考慮するときは、いたずらに権利性だけを強調し
ても、国民が有すべき責務の面からすると均衡を
欠き、誤解を生じやすいと思います。(拍手)学校
教育を一般社会で妥当する法律的な権利義務関係
で単純に割り切ることには疑問を持ちます。
ただし、そうは言っても、対等な当事者である面
もありますから、学校、教師と児童生徒、父母との
間で見解の相違がある場合には、第三者的立場
で双方の言い分を開いて解決を図る役割を果たす
ような外部機関を設けることも検討に値すると思
いますが、この点を踏まえて政府の見解を示して
いただきたいと存じます。

第二に、十三条の表現の自由、十四条の思想、
良心及び宗教の自由、十五条の結社及び集会の自
由に關連して、しばしばこれらの諸権利の実効性
を確保するための例として、教科書選択に対する
関与、生徒会活動等の政治的自由、学外の政治團
体への加入等、児童生徒の政治活動が議論の対象
となっていますが、その解釈についてお尋ねいた
します。これらのいわゆる自由権は、既に我が憲
法にも同様の規定がありますが、この条約の趣旨
として、教科書選択や政治活動の問題まで踏み込
んでいるのかということに思いをいたすとき、多
分に疑問を持たざるを得ません。

成長すると選挙権など国民の諸権利行使する
実質的見れば、これまで述べてきたように、子
供たちの調和のとれた発達のために早急な解決を
要する諸課題があることも事実です。したがつ
て、単に法律の手当てが不要だというところは、解
決策を講じなくてもよいという理由にはならない
はずであります。現行法の枠内においても、最大
限に条約の趣旨を生かす措置を講じるべきであ
ります。

また、既存の法律の運用にかかる問題とし
て、少年司法における取り調べの過程で子供たち
は、異論のないところであります。しかしながら
は、基礎的な教養を修得することを目的とする学
校教育において、政治的活動をある程度制限する
ことについては、不合理なものとは私は考えてお
りません。十分な社会経験のない児童生徒の政治
的活動を放任すれば、実社会の政治的勢力の影響
を受けるなど、学校や他の児童生徒に無用の混亂
を持ち込むおそれがあります。したがつて、政治
についての教育を取り扱うのは、社会的に未成熟
である初等中等教育段階では、よほど慎重な配慮
が必要だと考えますが、これらの点につき政府は
どのような姿勢で臨まるのでしょうか。

第三に、国内におけるこれらの議論を踏まえ、
条約批准に当たつての政府の具体的取り組みにつ
いてお伺いいたします。

政府は、この条約を批准しても現行の国内法で
十分対処できるとの立場をとられ、何ら予算措
置、法的措置を講じないつもりのようございま
す。これは、善意に解釈すれば、幸い我が国で
は、既に条約の趣旨を生かす法律の整備が進んで
いるということなのでございましょう。しかし、
形的には新たな立法措置が不要だとしても、
実質的に見れば、これまで述べてきたように、子
供たちの調和のとれた発達のために早急な解決を
要する諸課題があることも事実です。したがつ
て、単に法律の手当てが不要だというところは、解
決策を講じなくてもよいという理由にはならない
はずであります。現行法の枠内においても、最大
限に条約の趣旨を生かす措置を講じるべきであ
ります。

の言い分が十分配慮されていないとも言われ、その意味で、法律の規定がありながら運用でゆがめられているような例も見受けられます。既存の法律の適正な運用が望まれますが、政府は、この点につきどのように取り組まれるおつもりなのでございましょうか、お答えをお願いいたします。

最後に私は、青少年行政を抜本的に拡充するための新たな行政措置として、対外的には、ODAの積極的な活用による途上国の子供たちの保健、教育のための多様な援助、国内的には、子供たちの健やかな発達のため、行政、学校、地域社会、企業、家庭が一体となつた取り組み、特にボランティア活動を積極的に支援すべきだと思います。

世界の何百万人もの困難な状況にある子供たちに対してどのような行動が可能であるのか、このような視点から政府の対応が問われるべきであります。ユニセフでも述べているとおり、いかなる時代にあっても、子供最優先の原則があらゆる機会に守られなければなりません。この条約が目指す、我が國の人権尊重への取り組みの強化及び人権尊重についての国際協力の一層の推進という趣旨からすると、条約で規定されている行政措置その他の措置の実施は、法律の規定の有無にかわらず讀じられるべきであります。既に法律の規定があつても、往々にして対策が不十分なことを考えると、条約の趣旨を実効性あらしめるのは、一に政府の決断にかかっていると言つても過言ではありません。日本の子供たちの行く末は、もちろん、紛争地域や多くの発展途上国では、現にこの瞬間に死んでいる子供たちのことを考へると、とても他人事として済まされることは、

国際貢献を持ち出すまでもなく自明のことです。

私たちには、憲法前文に言う「全世界の国民が、

ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生

存する権利を有することを確認」している、この上

ことをもう一度想起すべきであります。その上

で、我が国が置かれている国際的な地位にかんが

みると、今ほど具体的な取り組みが必要とされ

いるときはないのではないか。冷戦の終

結とともに、人類はより安全に、より人間らしく

生きる権利がこれほど再認識されているときはあ

りません。全世界の子供たちが未来に希望を持つ

て成長できるよう、我々大人は今すぐ緊急の

責務を改めて想起すべきであります。

これらの点を踏まえ、この条約の趣旨を具現化

する政府の確固たる方針を示していただきたいと

考えます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣宮澤喜一君登壇】

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 児童の権利に関する

条約上の権利につきましては、その内容の多くは、既に我が国が昭和五十四年に締結をいたしました国際人権規約に制定されているものでございます。我が国憲法を初めとする現行国内法で既に十分に保障されていると考えております。

ただし、児童の人権保護については、法制度の

面ばかりでなく、国民の意識の面あるいはその実

体面で、不斷の努力によつて一層の確保を図ること

が必要かつ重要でございますから、本件条約の

締結を契機に、児童の基本的人権の尊重に対する

行政機関、国民を含めた国全体の意識の高まり、

児童に對する非人道的な取り扱い、掠取、虐待等

があつてはならない、あるいは児童の法的保護及

び福祉の向上など、一層努力をしていくべきもの

と考えております。

次に、少年に対するいわゆる少年の刑事事件で

ござりますが、少年法によつていわゆる保護優先

主義が採用されているところであり、捜査当局に

おいては、少年の取り調べ等に際し、少年法の精

神を踏まえ、その言動に十分注意する等、温情と

理解を持つて事案の解明に当たつたものと考

えておりますが、今後ともこの法の趣旨等を体し

まして、それらについて過ちがありませんように

十分配慮をしてまいりたいと考えております。

それから、ボランティア活動につきましてもお

尋ねがございましたが、青少年自身がボランティ

ア活動を行うことについては、青少年が健やかに

成長していく上で大きな意義を持つものと考えま

す。また、ボランティアで青少年の育成に携わっ

ている方々、この方々は、そういう立場から大き

な役割を果たしておられるのでありますから、い

ずれの意味におきましても、ボランティア活動に

対する支援は、政府としては極めて重要なことで

あると認識しております。現在、青少年問題審議

会でも、この問題については審議が進められてお

りますが、その御意見を踏まえまして推進方策を

検討してまいりたいと思っております。

残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお

答えを申し上げます。(拍手)

【国務大臣武藤嘉文君登壇】

○国務大臣(武藤嘉文君) 柳田議員にお答えをい

ります。

私に対しても、条文の解釈でございます。

児童に對する非人道的な取り扱い、掠取、虐待等があつてはならない、あるいは児童の法的保護及び福祉の向上など、一層努力をしていくべきものと考えております。

私たちには、憲法前文に言う「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」している、この上をもう一度想起すべきであります。その上で、我が国が置かれている国際的な地位にかんがみると、今ほど具体的な取り組みが必要とされてゐるときはないのではないか。冷戦の終結とともに、人類はより安全に、より人間らしく生きる権利がこれほど再認識されているときはありません。全世界の子供たちが未来に希望を持つて成長できるよう、我々大人は今すぐ緊急の責務を改めて想起すべきであります。

これらの点を踏まえ、この条約の趣旨を具現化する政府の確固たる方針を示していただきたいと考えます。

に制約が加えられるようなことがあっても、これがこの条約に反するものではないと考えます。

次は、対外的なODAの積極的な活用というお話をございました。

政府は、昨年六月に閣議決定した政府開発援助

大綱において、ODAの効果的実施のための方策の一つとして、児童を含め、社会的弱者にも十分配慮する旨掲げております。このような考え方のもとで、これまでも二国間援助によって、小学校の校舎の建設や教材の供与、母子保健、子供の病院プロジェクト等への協力を実行しております。

また一方、ユニセフあるいはWHO、ユネスコ等の国際機関を通じまして、資金協力等も行っております。

これらの協力は、児童の最善の利益を考慮しつつ、その権利を尊重することについて定めている児童の権利条約の趣旨にも沿つたものと認識しており、今後とも、ODA大綱を踏まえて、かかる協力の充実に努めてまいり所存でございます。

(拍手)

【國務大臣森山眞弓君登壇】

○國務大臣(森山眞弓君)既に總理、外務大臣の御答弁の中にも出てまいりましたが、柳田議員からの御質問にお答えしたいと思います。

まず、この条約の第十二条一項の、自己の意見を表明する権利につきましては、自己の意見を年齢等に応じ、相忯に考慮することを求めるものでございまして、児童の意見を無制限に認めるものではありません。したがって、例えば校則やカリキュラムにつきましては、学校の判断と責任において決定されるものであると考えております。

学校教育におきましては、この条約の批准を契機として、より一層、児童生徒の人权に十分配慮し、一人一人の個性を大切にした教育指導や学校運営が行われるようにしていくことが大切であると考えます。

なお、御指摘の校則の改善につきましては、時代の変化や児童生徒の実態を踏まえました校則の見直し、その運用の改善について、一層指導の充実に努めてまいりたいと考えます。

次に、学校と児童生徒の関係のお尋ねにつきましては、各学校は、学校の教育目的達成のため必要な合理的範囲内におきまして、児童生徒に対し指導や指示をしたり、必要な場合には懲戒等の処分を行うものでございます。この点につきましては、本条約の批准によつて何ら変更されるものではないと考えます。

また、学校教育でさまざまな見解の相違のある場合に、その解決のための外部機関を設けることの御指摘につきましては、何よりも学校にあります。教師と児童生徒、保護者との間の共通理解の上に、信頼関係に立った学校運営や教育指導が行われ、学校が児童生徒の実態、意見や考え方などを十分把握しつつ、また保護者の意見などを聞きながら粘り強く適切に問題解決していくことが必要であると考えます。したがいまして、新たに外部機関を設けることよりも、教職員や教育行政など学校関係者が最善の努力をしていくことをより対処していくことが適切ではないかと考えております。

次に、教科書の採択につきましては、個々の児童を直接の対象とした行政上の手続等ではなく、

この条約に言う意見を表明する権利の対象となる事項ではないものと承知しております。

また、表現の自由、集会、結社の自由につきましても、既に日本国憲法や国際人権規約の規定により児童生徒に保障されているものでございます。

が、この条約もこれらと同趣旨の規定であると考えております。日本国憲法等におきまして、学校は、教育目的達成のために必要な合理的範囲内であれば、これらの権利に制約を加えて指導を行ふを得るものとされているところでございまして、

学校が、心身ともに発達の過程にある児童生徒の政治的活動等について一定の制約を加えることは、この条約に反するものではないと考えます。

学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて、将来、国家社会の有為な形成者として必要な資質を育成し、良識ある公民となるよう、政治的教養を豊かにするための教育を行なうことは重要なことと考えております。しかしながら、児童生徒は、一般の大人とは異なりまして、心身ともに発達過程にあつて、政治的教養の基礎を培うべき段階でありますから、その指導に当たつては特定の考え方、見方に偏ることがないよう十分配慮しつつ、民主主義の理念や日本国憲法の根本精神、民主政治の本質など、政治的事象を客観的に理解していく上で必要な知識を適切に身につけさせるとともに、将来、公民として正しく権利行使し、義務を遂行するためには必要な能力や態度を養うことが肝要と考えております。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君

法務大臣 後藤田正晴君

外務大臣 武藤 嘉文君

大蔵大臣 林 義郎君

文部大臣 森山 真弓君

厚生大臣 丹羽 雄哉君

通商産業大臣 森 喜朗君

建設大臣 中村喜四郎君

国務大臣 河野 洋平君

外務省国際連合 小池 寛治君

外務省国際連合 滝谷 治彦君

出席政府委員

外務大臣官房外務参事官

外務省国際連合

滝谷 治彦君

宮内秘書官 第二四三号

平成五年四月二十日

宮内秘書官 藤森 昭一

衆議院議長 横内 義雄殿

平成五年四月二十二日 衆議院会議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

一八

皇太子徳仁親王殿下の御結婚について 皇太子徳仁親王殿下と小和田雅子嬢との結婚式 における結婚の儀、朝見の儀及び宮中饗宴の儀 は、それぞれ次の日に行われますから、御通知 申し上げます。	内閣委員 辞任	内閣委員 辞任
結婚の儀 平成五年六月九日	東 祥三君	井上 義久君
朝見の儀 平成五年六月九日	大内 啓伍君	和田 貞夫君
宮中饗宴の儀 平成五年六月十五日、十六 日及び十七日	草川 昭三君	草川 昭三君

一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公 布を奏上した旨の通知書を受領した。 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の 締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の 一部を改正する法律	外務委員 辞任	内閣委員 辞任
薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興、基 本法の一部を改正する法律	奥田 敬和君	小澤 克介君
(法律公布要上及び通知)	中山 正輝君	和田 貞夫君
社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融 公庫法の一部を改正する法律	細田 博之君	草川 昭三君
一、去る二十日、次の法律の公布を奏上し、その 旨参議院に通知した。	遠藤 忠利君	中野 寛成君
社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融 公庫法の一部を改正する法律	和田 一仁君	和田 貞夫君
(報告書及び文書受領)	武村 正義君	草川 昭三君
一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を 受領した。	戸塚 進也君	和田 廉君
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成四 年度漁業の動向に関する年次報告	中村正三郎君	早川 勝君
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成五 年度において沿岸漁業等について講じようとする 施策についての文書	池田 元久君	井上 義久君
(常任委員辞任及び補欠選任)	早川 勝君	大野由利子君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	細谷 治通君	井上 義久君

一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を 受領した。	大蔵委員 辞任	内閣委員 辞任
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成四 年度漁業の動向に関する年次報告	遠藤 武彦君	戸塚 進也君
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成五 年度において沿岸漁業等について講じようとする 施策についての文書	佐田玄一郎君	中村正三郎君
(常任委員辞任及び補欠選任)	早川 勝君	池田 元久君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	細谷 治通君	井上 義久君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	外務委員 辞任	内閣委員 辞任
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成四 年度漁業の動向に関する年次報告	大内 啓伍君	東 祥三君
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成五 年度において沿岸漁業等について講じようとする 施策についての文書	遠藤 武彦君	和田 一仁君
(常任委員辞任及び補欠選任)	佐藤 敬夫君	和田 一仁君
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	鈴木 俊一君	山口 後一君

官 報 (号外)

築瀬 進君	石井 一君
山本 有二君	戸塚 進也君
鈴木 久君	大畠 章宏君
三野 優美君	岩垂寿喜男君
東中 光雄君	木島日出夫君
伊藤 英成君	川端 達夫君

(議案提出)
一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
二、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領し
三、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領し
四、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領し

する法律案(内閣提出第六三号)
一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
二、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
三、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
四、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

（議案付託）
一、日本国憲法第八条の規定による議決案
二、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案
三、氣象業務法の一部を改正する法律案
四、皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日は次のとおりである。

（議案受領）
一、昨二十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
二、農業災害補償法の一部を改正する法律案
三、農地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
四、国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求める件

（議案題付）
一、去る二十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
二、社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
三、義歯の診療報酬の適正評価に関する質問主意書
四、厚生省はこれまで、義歯の部分は赤字であります。が、全体として歯科医療が成り立てばよいと

ているお年寄りは全体の四割弱にしか過ぎず、残りの六割強は何らかの支障を訴えていることが明らかになっています。ちなみに保険診療で入れ歯を製作したお年寄りは全体の約七割でした。

一方、義歯を提供する側の歯科医療従事者も、余儀なくされています。適合の良い義歯を製作するためには、十分な時間、手間ひまをかける必要

がありますが歯科医師は保険診療の不採算を力

で一歩するため必要な診療過程の省略され余儀な

くされています。歯科技工士に至っては低い工賃と長時間労働のもとで、専門職としての誇りが持

て、転職する者も続出しております。

厚生省はこれまで、義歯の部分は赤字であります。が、全体として歯科医療が成り立てばよいと

も、全体として歯科医療経営が成り立てばよいと

国が現在推進している「八〇一二運動」も重要な施

策であり、官民一体となって大いに実効をあげて

いく必要があるでしょう。

しかし高齢者の現状はこの掛け声とは程遠く、

多くの高齢者は入れ歯のお世話にならざるを得ない状況にあります。しかも昨年一月にNHKが放

映した「入れ歯のハナシ」によれば、日本の入れ歯

人口一千万人のうち約半数が入れ歯が合わないと

悩んでおり、その構造的な原因の一つに保険制度

の問題があることが明らかにされています。入れ歯に対する悩みについては、最近千葉県の歯科保

医の団体が県内の老人クラブを対象に実施したアンケート調査(回答数千二百人)でも同様の結果が

出ており、使用感を含めて本当に入れ歯に満足し

た。厚生省は高齢化社会に向けた歯科保健対策の一環として「八〇一二運動」を推進しています

が、歯科疾患実態調査等による残念ながら中

長期的には喪失歯数の大幅な減少は見込めず、義歯の需要がますます増大することが予想されています。これらの状況を踏まえ、厚生省としてどのような施策を講じていくのか、成人歯科健診の制度化問題を含めてその方向性を明らかにしてください。

二 高齢化社会を迎えた国民の義歯に対する要求はますます大きくなることが予想されていますが、歯科医療に対する各種世論調査では「保険給付の拡充」を望む声が圧倒的であり、高齢者の多くは「保険で安心して良質の義歯を作りたい」と願っています。厚生省は保険給付としての義歯の重要性をどのように認識しているのでしょうか。

三 平成二年に日本口腔保健協会が行った高齢者に対する歯の咀嚼機能回復モデル事業調査によりますと、上下とも入れ歯の具合が悪いと答えた人は八%、上下いずれかが具合が悪いと答えた人が九%でしたが、昨年報道されたNHKの入れ歯スペシャル番組では、入れ歯人口一千万人の内、約半数が「具合が悪い」としていました。厚生省としてはこの二つの調査結果のギャップをどう考えますか。また厚生省として独自に詳細な調査を行う意思はありますか。その見解を明らかにしてください。

四 痛み作製に係わる歯科医師の技術格差については、個々の歯科医師の技能や診療姿勢以外に、診療報酬など保険制度の問題があると言われています。厚生省はそれらの指摘を認めますか。また歯科医師の臨床技術を高めていくために、厚生省として一般歯科医養成研修事業の推進以外に考えますが、厚生省として診療報酬の適

にどのような方法を考えているか、見解を明らかにしてください。

五 昨年四月に診療報酬の改定が行われました。が、総義歯については印象採得や仮床試適、義歯指導料等で若干点数が引き上げられたものの、スタディモデルや補綴時診断料、咬合探得、製作料、装着料など基本的診療行為がすべて据え置かれ、「技術料重視」という掛け声とは程遠い結果に終わりました。これらの結果について厚生省としてどう評価し、今後どのようにすべきと考えていますか。

六 診療報酬の考え方について、厚生省は「全体の各技術の評価によって経営が成り立てば良い」という、いわゆるトータルバランス論を開いてきましたが、その考えは今日に至るも変化はありませんか。

七 歯科医師の義歯作製に係わる診療報酬は、総義歯上下の場合で約五万円であり、その五万円の診療報酬から従業員の人件費や技工料、材料代、水道光熱費等を賄うことになります。厚生省は歯科医療従事者が総義歯上下を作製するためにどの程度時間をかける必要があると考えておられるか、チニアサイド及びラボサイドのそれぞれについて明瞭かにしてください。

八 歯科治療の特殊性は、それぞの診療行為に相当の時間がかかることであり、その時間のかけ方によって治療の質に差が出ることです。したがって歯科の技術料の適正評価という場合、少なくともハンドワーク部分については診療行為の平均的な所要時間に基づいて合理的に定めるべきと考えますが、厚生省としてどのように考えますか。また厚生省として診療報酬の適

正評価に向け、どのような具体案を検討していますか。

九 保険給付のレジン床義歯と保険給付外の金属床義歯について、人工臓器としての機能にどのような違いがあるのか、製作時間や使用材料等を含めて明瞭かにしてください。また片頭十五万円から三十万円といわれる金属床義歯の料金の妥当性及び片頭三万円といわれるレジン床義歯との料金格差をどのように考えるか、見解を明瞭かにしてください。

十 金属床義歯など保険給付外項目の保険導入について、患者・国民のニーズや歯科医師の技術料評価の在り方及び保険財源等との関連で、将来にどうすべきと考えているのか、タイムスケジュールを含めて明瞭かにしてください。

十一 経済界のシンクタンクの一つである三菱総合研究所は「入れ歯は一兆円産業」として義歯が企業の巨大なマーケットになることを予測していますが、これは明瞭かに義歯が保険給付から除外されることを想定しており患者の不安をかき立てるものです。厚生省としては、将来にわたりたつて義歯の保険給付を守ることを国民に明瞭かにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

十五 医療保険審議会などで、医療制度の「抜本改革」に向けた審議が行われており、その中で

公的保険の役割や保険給付の範囲などが有力な検討課題となっています。しかし保険給付範囲を縮小したり変動給付率制を導入することは、国民の受診を狭め疾病的重症化をもたらし、ひいては医療費増の悪循環を招く恐れがあります。したがって医療制度の「抜本改革」を行なう場合は、小手先の医療費抑制ではなく、疾病予防や保険給付の拡充を含めた総合的な対策が必要と考えますが、厚生省の見解はいかがでしょうか。

右質問する。

義歯に対するニーズはますます大きくなります。が、一方で歯科医師の診療報酬が不採算のまま放置されるならば、厚生省のトータルバランス論が破綻するのみならず、歯科医療そのものが成り立たなくなる危険性も高いと思われます。厚生省としてはどのような基本方針で対応していきますか。

十四 低い技工料金と劣悪な労働条件、苛酷な職業者間競争の中で、歯科技工士の転職が進んでいますが、厚生省としては歯科技工士の役割をどのように認識し、高めようとしていますか。また歯科技工士など国家資格を持つ専門職の技術料については、診療報酬の中できちんと位置付け、評価すべきと考えますが、そのような考えはありませんか。

十五 医療保険審議会などで、医療制度の「抜本改革」に向けた審議が行われており、その中で公的保険の役割や保険給付の範囲などが有力な検討課題となっています。しかし保険給付範囲を縮小したり変動給付率制を導入することは、国民の受診を狭め疾病的重症化をもたらし、ひいては医療費増の悪循環を招く恐れがあります。したがって医療制度の「抜本改革」を行なう場合は、小手先の医療費抑制ではなく、疾病予防や保険給付の拡充を含めた総合的な対策が必要と考えますが、厚生省の見解はいかがでしょうか。

内閣衆質一二六第八号

平成五年四月二十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議員新村勝雄君提出義歯の診療報酬の適正評価に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

〔別紙〕

衆議院議員新村勝雄君提出義歯の診療報酬の適正評価に関する質問に対する答弁書

一について

国民の歯の健康づくりについては、平成元年十一月から「八〇二〇（ヘチマル・ニイマル）運動」を推進しているところであり、平成四年度からはその一層の推進を図るために、推進会議の設置、歯の健康づくりに関するイベント、実践指導者に対する講習会等を行う都道府県に対する補助を実施し、更に平成五年度からは、「八〇二〇運動」を推進している都道府県の担当者等による報告会の開催に補助を行っており、今後こうした事業を推進することにより、国民の歯の健康状況の改善に努めてまいりたい。

五について

国民の歯の健康づくりについては、平成元年十一月から「八〇二〇（ヘチマル・ニイマル）運動」を推進しているところであり、平成四年度からはその一層の推進を図るために、推進会議の設置、歯の健康づくりに関するイベント、実践指導者に対する講習会等を行う都道府県に対する補助を実施し、更に平成五年度からは、「八〇二〇運動」を推進している都道府県の担当者等による報告会の開催に補助を行っており、今後こうした事業を推進することにより、国民の歯の健康状況の改善に努めてまいりたい。

なお、成人歯科健診の制度化については、現在成人歯科保健事業及び歯周疾患予防モデル事業を行い、健康診査の方法、有効性等について調査しているところであり、この結果を踏まえ、今後の対応について検討してまいりたい。

二について

国民が健康を保持・増進し、快適な生活を営む上で、食生活が重要であること、今後、高齢化が一層進展し、義歯を必要とする人が増加することが予想されること等にかんがみ、義歯の

役割についてはその重要性を認識しているところであり、これまで、保険診療において良質な義歯が製作できるよう、診療報酬上の適切な評価に努めてきたところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。

三について

日本放送協会の調査については、詳細を承知していなかったため両者を比較することはできない。また、厚生省として調査を行うことは計画していない。

四について

保険診療において良質な義歯が製作できるよう適切な評価が行われているものと見ており、御指摘は当たらないものと考えている。

また、歯科医師の臨床技術の向上については、一般歯科医養成研修事業を実施しているところであり、今後ともその向上に努めてまいりたい。

五について

平成四年四月における診療報酬の改定に当たっては、技術料重視の観点から、良質な総義歯が製作できるよう適切な評価が行われたものと考えている。

個々の診療行為の診療報酬上の評価については、技術料重視の観点から、良質な総義歯が製作できるよう適切な評価が行われたものと考えている。

九について

金属性床義歯は床部分に金属を、レジン床義歯は床部分にレジンを使用するものであり、金属床義歯の製作には床部分を金属で作成する工程が必要であることから、レジン床義歯と比べて、一般的に製作時間が長くなるものと考えられるが、金属床義歯がレジン床義歯と比べ医学的な有効性が高いかどうかについては、必ずしも明確でないと考えている。

また、保険給付の対象外である金属床義歯の料金は、医療機関と患者の間で決定されるものであり、その妥当性について判断することはできない。なお、保険給付の対象であるレジン床

に、中医協の議論を踏まえ、全体として健全なものである。

また、個々の診療行為の診療報酬上の評価についても、医療の実態を勘案し、中医協の議論を踏まえ、適切な評価が行われている。

七について

総義歯の製作に必要な時間については、類堤等口腔の状態、歯科医療従事者の経験等によって差異が生じるものであり、個々の診療において異なるものと考えている。

八について

歯科診療報酬における個々の技術の評価については、医学的な有効性や費用の合理性等様々な要素を総合的に勘案して、中医協の議論を踏まえ、適切な評価が行われている。

今後とも、中医協の議論を踏まえながら、技術料重視の観点から、適切に対処してまいりたい。

十について

なお、金属床義歯については、平成二年十月の中中医協の歯科小委員会において、保険診療上の有用性と審美性・快適性との関連性等についてなお慎重に検討する必要があるとの考え方があり、保険給付から除外することは考えていない。

十一について

義歯については、その重要性を認識しており、保険給付から除外することは考えていない。

十二について

民間歯科医療保険については、公的医療保険の給付の対象とならない歯科診療を受けたときには一定額を支給するものが昭和六十三年から発売されているが、その契約件数及び給付件数は、公表されておらず、承知していない。

また、国民にとって必要な医療は公的医療保険を中心に保障されるべきものと考えているが、医療に対する国民のニーズの高度化・多様化に適切に対応するため、公的医療保険を補完し、その趣旨を損なうことがないよう配慮しつつ、民間医療保険の適切な導入及び普及が図られることが望ましいと考えている。なお、公的医療保険と民間医療保険との関係については、

医療保険審議会において検討が進められることとなつておあり、その検討内容等も踏まえ、適切に対応してまいりたい。

十三について

歯科医療については、従来から、医療経済実態調査の結果等を勘案しつゝ、中医協の議論を踏まえ、健全な歯科医業経営が確保されるよう診療報酬改定を行ってきたところであり、義歯の製作等歯科技工に関する技術についても適切な評価が行われているものと考えている。

今後とも、中医協の議論を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

十四について

高齢社会を迎へ、国民に良質な義歯等を供給していく上で、歯科技工士の果たす役割は重要であると認識している。このため、高度な技術水準を有する資質の高い歯科技工士が養成され、一部改正を行い、「一学級当たりの定員」、「養成所の学科課程等の見直し」を行つたところである。

また、医療における種々の診療行為をどのように特掲して評価していくかについては、従来から、専門技術的な観点も含め、中医協の議論を踏まえて判断しているところである。歯科技工に係る評価については、歯科技工に関する歯冠修復等の一連の行為を「一体的に評価すること」が適切であるとの考え方から、これを細分化せず、評価しているところであり、今後とも、中医協の議論を踏まえつつ、適切に対処してまいりたい。

十五について
高齢化の進展、疾病構造の変化、国民の生活

水準の向上、医療に対する国民のニーズの高度化・多様化等社会経済情勢の変化等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

以後の本格的な高齢社会においても、良質な医療を効率的かつ安定的に供給できるよう、医療保険制度の改革を図る必要があり、昨年創設された医療保険審議会において、現在進められてる公的医療保険の役割、保険給付の範囲・内容、給付と負担の公平等医療保険制度全般にわたる幅広い視点からの審議内容等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

今後とも、中医協の議論を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

第一章 総則

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）

この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫法第五条第一項（出資者）及び商工組合

中央金庫法第七条第一項（出資者）に規定する出資者並びに連合会の会員をいう。

この法律において「普通出資」とは、普通出資者が根拠法に基づいて払込みを行つた出資をいう。

この法律において「普通出資者総会」とは、根拠法に基づいて招集される協同組織金融機関の総会又は総代会をいう。

この法律において「理事」とは、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の理事長（農林中央金庫法第十条第二項（副理事長）又は商工組合中央金庫法第二十五条第二項若しくは第三項（副理事長及び理事）の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む。）並びに連合会の理事をいう。

この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

右
国会に提出する。
平成五年三月十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 優先出資の発行（第三条—第十六条）

第三章 優先出資者の権利等（第十七条—第二十一条）

第四章 優先出資の譲渡等（第二十二条—第二十七条）

第五章 優先出資証券（第二十八条—第三十条）

第六章 優先出資者総会（第三十一条—第三十二十五条）

第七章 雜則（第三十六条—第四十七条）

第八章 罰則（第四十八条—第五十四条）

附則

(定款記載事項)

第四条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その口数及び内容について

次に掲げる事項を定款で定めなければならぬ。

一 優先出資の総口数の最高限度

二 優先的配当 (普通出資者に対する剩余金の配当に先立つて優先出資者に対して行うべき

剩余金の配当をいう。以下同じ。)の額の額面金額に対する率

三 優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときは、その旨及び

剩余金の配当の額の額面金額に対する率の最高限度

四 優先出資者に対する剩余金の配当の額が優先的配当の額を下回った場合にその下回った額が翌事業年度の優先的配当の額に加算されないときは、その旨

五 優先出資者に対する残余財産の分配の内容

2 協同組織金融機関は、内容の異なる数種の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第一号の率及び同項第三号の最高限度については、それぞれその上限を定めれば足りるものとする。この場合は、同項第一号に掲げる事項については、その上限の異なることに定めなければならない。

4 第一項第一号の率及び同項第三号の最高限度 (前項前段の規定により上限を定めたときは、その上限)については、主務大臣が定める率を

超えてはならない。

(発行事項の決定)

第五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その都度、発行しようとする優先出資について次に掲げる事項を定めて、

主務大臣の認可を受けなければならない。

一 優先出資の内容及び口数

二 優先出資の発行価額及び払込期日

三 優先出資の発行価額のうち資本に組み入れない額

四 優先出資者以外の者に対して特に有利な發行価額をもって優先出資を発行しようとするときは、その旨並びにその者に對して發行しようとする優先出資の口数及び発行価額

五 優先出資の募集の方法

同日から六月以内に払込期日が到来するものについてのみ効力を有する。

(優先出資引受権)

第六条 協同組織金融機関は、優先出資の発行に際して、優先出資者に優先出資を引き受けれることができる権利 (以下「優先出資引受権」といふ。)を与えることができる。

2 協同組織金融機関は、前項の優先出資引受権を与えようとするときは、次に掲げる事項を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 優先出資引受権の目的たる優先出資の内容及び口数及び発行価額

2 優先出資引受権を譲渡することができるときは、その旨

3 優先出資引受権の請求があるときに限り優先出資引受権証書」という。)を発行するときは、その旨及びその請求をすることができる期間

3 優先出資引受権を有する優先出資者は、その有する優先出資の口数に応じて、優先出資の割当を受ける権利を有する。ただし、優先出資一口に満たない端数については、この限りでなければならぬ。この場合においては、理

由は、優先出資者総会において、優先出資者以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行する理由を開示しなければならない。

4 優先出資引受権を譲渡するには、優先出資引受権証書を交付しなければならない。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条ノ四第二項(新株引受権の割当期日等)並びに第二百八十二条ノ五第一項、第三項及び第四項(新株引受権の通知及び失効)の規定は優先出資引受権について、同法第二百八十九条ノ六ノ二(新株引受権証書の発行及び方式)、第二百八十一

条ノ六ノ三第二項(新株引受権証書の即時取得等)及び第二百八十九条ノ六ノ四(新株引受権証書発行の場合の申込み)の規定は優先出資引受権証書についてそれぞれ準用する。この場合において、

同法第二百八十九条ノ四第二項中「株主名簿」であるのは「優先出資者名簿」と、「第二百二十一

条ノ三第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下「優先出資法」と称す)第二百五十二条於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同法第二百八十九条ノ五第一項

2 第二項中「第二百八十九条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「優先出資法第六条第二項ノ二第一号及第三号」と、同法第二百八十九条ノ六ノ二第一項中「第二百八十九条ノ二第一項第六号」とあるのは「同項第七号」とあるのは「同項第三号」と、同法第二百五十二条中「取締役」とあるのは「理事」と、「前条」とあるのは「優先出資法第九条第二項」と、「額面無額面ノ別、種類及数」とあるのは「内容及口数」と、同法第二百八十九条ノ六ノ四第一項中「第二百七十五条第一項及第三項」とあるのは「優先出資法第九条第一項」と読み替えるものとする。

3 第七条 優先出資の発行価額その他の発行の条件等は、発行ごとに、均等に定めなければならない。

2 前項の規定は、優先出資引受権の目的たる優先出資及び第五条第三項の承認のあった優先出資については、適用しない。

3 第八条 協同組織金融機関は、払込期日の二週間

(優先出資引受権証書の発行及び方式)、第二百八十一

口数、発行価額、払込期日及び募集の方法を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。

(優先出資の申込み)

第九条 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証に引き受けようとする優先出資の口数及び引受価額並びに住所を記載し、これに署名し又は記名押印しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 普通出資の一口の金額及び総口数

三 第四条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度

四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数

五 資本の額

六 発行しようとする優先出資の額面金額、内容及び口数

七 発行しようとする優先出資の発行価額及び払込期日

八 前号の発行価額のうち資本に組み入れない額

九 第十五条の規定により優先出資の消却が行われることがある旨

十 払込みを取り扱う金融機関

十一 名義書換代理人又は登録機関を置いた場合は、その名称及び住所並びに営業所

3 理事は、優先出資申込証の交付に際して、前項第十号に掲げる金融機関の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならない。ただし、優先出資申込証にこれを記載したときは、この限りでない。

(優先出資の払込み)

第十二条 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日の翌日から優先出資者となる。

3 第九条第三項の規定及び第一項の規定は、優先出資の引受人は、払込みについて相殺をもつて協同組織金融機関に対抗することができない。

2 優先出資の引受人は、払込みについて相殺を行つた場合において、それぞれの優先出資の発行価額の全額の払込みを行わなければならない。

3 第九条第三項の規定及び第一項の規定は、優先出資引受権証書によって申し込む場合について準用する。

(優先出資者となる時期)

第十三条 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日の翌日から優先出資者となる。

2 優先出資の引受人が払込期日までに払込みを行わないときは、その権利を失う。

3 前項の規定は、優先出資の引受人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資の共有)

第十四条 共同して優先出資を受けた者は、連帯して払込みを行わなければならない。

口数、発行価額、払込期日及び募集の方法を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。

(優先出資の申込み)

第九条 優先出資の申込みをしようとする者は、

優先出資申込証に引き受けようとする優先出資の口数及び引受価額並びに住所を記載し、これに署名し又は記名押印しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 普通出資の一口の金額及び総口数

三 第四条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度

四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数

五 資本の額

六 発行しようとする優先出資の額面金額、内容及び口数

七 発行しようとする優先出資の発行価額及び払込期日

八 前号の発行価額のうち資本に組み入れない額

九 第十五条の規定により優先出資の消却が行われることがある旨

十 払込みを取り扱う金融機関

十一 名義書換代理人又は登録機関を置いた場合は、その名称及び住所並びに営業所

3 理事は、優先出資申込証の交付に際して、前項第十号に掲げる金融機関の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならない。

(優先出資の払込み)

第十四条 優先出資の引受人は、払込期日に、第九条第三項の書面又は優先出資申込証に記載された払込みの取扱いの場所において、それぞれの優先出資の発行価額の全額の払込みを行わなければならない。

2 優先出資の引受人は、払込みについて相殺を行つた場合において、それぞれの優先出資の発行価額の全額の払込みを行わなければならない。

3 第九条第三項の規定及び第一項の規定は、優先出資引受権証書によって申し込む場合について準用する。

(優先出資者となる時期)

第十五条 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日の翌日から優先出資者となる。

2 優先出資の引受人が払込期日までに払込みを行わないときは、その権利を失う。

3 前項の規定は、優先出資の引受人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資の共有)

第十六条 共同して優先出資を受けた者は、連帯して払込みを行わなければならない。

2 商法第二百三条第二項及び第三項（株式の共存の場合の権利行使者等）の規定は、優先出資の申込みには、適用しない。

(優先出資の割当て)

第十一条 優先出資の申込みをした者は、理事の割り当てた優先出資の口数について優先出資の引受人となる。

2 商法第二百一条（仮設人又は他人名義で株式を引き受けた者の責任）の規定は、優先出資の引受人について準用する。

(優先出資の払込み)

第十二条 優先出資の引受人は、払込期日に、第九条第三項の書面又は優先出資申込証に記載された払込みの取扱いの場所において、それぞれの優先出資の発行価額の全額の払込みを行わなければならない。

2 優先出資の引受人は、払込みについて相殺を行つた場合において、それぞれの優先出資の発行価額の全額の払込みを行わなければならない。

2 普通出資の増加によって得た資金をもつて消却を行う場合

2 協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 普通出資の増加によって得た資金をもつて消却後普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

2 普通出資の増加によって得た資金をもつて消却を行う場合には、消却後普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

2 普通出資の増加によって得た資金をもつて消却後普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

2 普通出資の増加によって得た資金をもつて消却後普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。
(優先出資の消却)

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の議決を経て、資本の額を変更することなく、優先出資の消却を行いうつができる。

一 第十九条第一項の剩余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して

2 百八十一条（権利株の譲渡）、第二百八十一条ノ十（株式発行の差止め）、第二百八十一条ノ十一（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十一条ノ十二（新株引受けの無効又は取消しの制限）、第二百八十一条ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十一条ノ十五から第二百八十一条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第二百七十一条中「前条第一項」ノ二「新株引受けの銀行若ハ信託会社」とあるのは「優先出資法第九条第二項第十号ニ掲タル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは「主務大臣ノ認可」と、同法第二百八十一条中「銀行又ハ信託会社」とあるのは「金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十一条ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百八十一条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十一条中「前項」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」とあるのは「理事」と、同法第二百八十一条ノ十二「前項」とあるのは「ス前項」と、同法第二百八十一条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十一条ノ十四中「前項」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」とあるのは「理事」と、同法第二百八十一条ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事」と、同法第二百八十一条ノ十七第二項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」とあるのは「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

官報(外号)

(優先出資の分割)

第十六条 協同組織金融機関は、普通出資者総会の議決を経て、優先出資の分割を行うことができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 普通出資の総額と優先出資の額面金額に分割後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

4 第一項の議決は、協同組織金融機関の定款の変更の議決の例による。

5 商法第二百十九条第一項から第三項まで（株式分割により株券の提出を必要としない場合における分割期日等）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百五十五条第一項及び第二項並びに第二百六条（株式併合の手続）の規定は優

先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百七条第一項（普通出資者総会における議決権等）第十七条 優先出資者は、優先出資について、普通出資者総会における議決権その他の根拠法による普通出資者の権利を有しない。

(優先出資者の責任)

第十八条 優先出資者の責任は、その有する優先

出資の引受価額を限度とする。

（優先出資者に対する剩余金の配当）第十九条 優先出資者に対する剩余金の配当は、事業年度終了の日ににおける純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

（第一百二十四条ノ三第一項）あるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百四十四条ノ三第一項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「額面無額面ノ別、種類及

数」とあるのは「種類及口数」と、同法第二百十

五条第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「旨並ニ前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百六条第一項中「旧株券又ハ旧端株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券又ハ新端株券」とあるのは「新優先出資証券」と、「新株券又ハ」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券又ハ」とあるのは「新優先出資証券」と読み替えるものとする。

法第二百七条第一項本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同条第三項中「株券又ハ端株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

（第三章 優先出資者の権利等）第十九条 優先出資者は、優先出資について、普通出資者総会における議決権その他の根拠法による普通出資者の権利を有しない。

(優先出資者の責任)

第十九条 優先出資者に対する剩余金の配当は、事業年度終了の日ににおける純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）から次に掲げる金額を限度として行うことができる。

（第一百二十四条ノ三第一項）あるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百四十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「額面無額面ノ別、種類及

的配当を行った後でなければ、行ってはならない。

3 優先出資者に対する剩余金の配当が優先的配当の額を下回ったときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されるものとする。

4 前項の規定による加算がある場合には、第五条第一項及びこの条の規定の適用については、その加算して得た額の剩余金の配当を翌事業年度の優先的配当とする。この場合においては、第四条第一項第二号及び第三号の率の計算については、その加算した額は、剩余金の配当に含まれるものとする。

5 協同組織金融機関は、優先出資者に対する剩余金の配当の額を下回る額とし、優先出資者に対する剩余金の配当の合計額が第一項の剩余金の配当の限度額に等しいときは、この限りでない。

6 前項本文の場合においては、理事は、優先出資者総会において、同項本文の剩余金の処分を行う理由を開示しなければならない。

7 第五項本文の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。

（優先出資者に対する残余財産の分配）第二十条 優先出資者に対する残余財産の分配は、優先出資の額面金額（解散の日の直前の事業年度において、前条第三項の規定により翌事業年度の優先的配当の額に加算されるべき額があるときは、額面金額とその加算されるべき額との合計額）について、普通出資者に対する残余財産の分配に先立つて行うものとする。

8 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に前項の規定による残余財産の分配のほかに、優先出資の種類ごとにその口

六章に定めるところにより優先出資者総会を招集し、その業務及び財産の状況を報告しなければならない。

9 前項の報告があつた場合において、優先出資者は、発行済優先出資の総口数の十分の一以上を有する優先出資者の同意を得て、協同組織金融機関の業務の運営又は財産の管理が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不當である旨を主務大臣に対して申し出ることができる。

10 主務大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、根拠法に基づき必要な措置を採るものとする。

11 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剩余金の配当を行ふことができる。

12 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

13 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

14 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

15 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

16 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

17 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

18 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

19 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

20 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

21 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

22 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

23 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

(優先出資者のその他の権利)

第二十一条 優先出資者は、いつでも、優先出資を発行した協同組織金融機関の理事に対し、定款、普通出資者の名簿、貸借対照表その他の事務所に備え置かれた法令で定める書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 次の各号に掲げる規定は、連合会の優先出資者の当該各号に定める訴え又は請求について準用する。

一 商法第百四条第一項及び第三項、第一百五条、第百六条並びに第百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)、合併の無効の訴え)

二 商法第二百五十二条(株主総会の決議の不存在又は無効確認の訴え)、普通出資者総会の決議の不存又は無効確認の訴え

三 商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)(同法第二百八十条第一項(監査役への適用)において準用する場合を含む)、理事及び監事の責任を追及する訴え

四 商法第二百七十二条(株主の差止請求権)、理事の行為に対する差止請求

五 商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効の訴え)、資本減少の無効の訴え

(優先出資の譲渡)

第四章 優先出資の譲渡等

第二十二条 優先出資は、譲渡することができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

3 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、協同組織金融機関に対し効力を生じない。

4 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

5 優先出資証券を占有している者は、適法に所持している者と推定する。

(優先出資の移転の対抗要件)

第二十三条 優先出資の譲渡その他の移転は、取得者の名称及び住所を優先出資者名簿に記載しなければ、協同組織金融機関に対抗することができない。

2 協同組織金融機関は、定款をもつて名義書換代理人を置く旨を定めることができる。この場合において、名義書換代理人が取得者の名称及び住所を優先出資者名簿の複本に記載したときは、前項の名義書換があつたものとみなす。

3 協同組織金融機関は、優先出資証券を登録するため、定款をもつて登録機関を置く旨を定めることができる。

(優先出資者名簿の記載事項)

第二十四条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 優先出資者の名称及び住所

二 優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

三 優先出資者の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号

四 優先出資の取得の年月日

(優先出資者名簿についての商法の準用)

第二十五条 商法第二百二十四条から第二百二十条ノ三まで(株主名簿)並びに第二百六十三条第一項及び第二項(株主名簿の公示)の規定は、

優先出資者名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第三項中「株式申込人、株式引受人」とあるのは「優先出資申込人、株式引受人」と、同法第二百六十三条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、

「定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株主名簿若ハ社債原簿若ハ其ノ複本又ハ端株原簿」とあるのは「優先出資者名簿若ハ其ノ複本」と、同条第二項中「株主」とあるのは「普通出資者及優先出資者」と読み替えるものとする。

(優先出資に対する質権の設定)

第二十六条 優先出資を質権の目的とするには、優先出資証券を交付しなければならない。

2 商法第二百七十二条第二項(株式の質入れの対抗要件)、第二百八条(質権の効力)及び第二百九条(株式の登録質)の規定は、優先出資を質権の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「消却又ハ分割」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは「剩余金ノ配当」と、同条第三項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

3 協同組織金融機関が、株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を有する

場合又は有限会社の資本の百分の五十を超える

出資口数を有する場合には、その株式会社又は

有限会社(以下「子会社」という。)は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優

先出資を取得することができない。

4 子会社は、前項各号の場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社又は有限会社が

子会社となつたことを知った際に、当該協同組

織金融機関の優先出資を有するときも、同様と

する。

5 商法第二百十一条ノ二第三項(会社の孫会社の取扱い)の規定は、前二項、第三十二条第三項及び第五十四条第二項の子会社について準用

合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けすることはできない。

2 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達するために必要なときその他法令で定めるやむを得ない事情があるとき。

2 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資の失効の手続を採り、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

2 協同組織金融機関が、株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を有する場合又は有限会社の資本の百分の五十を超える場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得することができない。

2 合併又は他の会社の営業の全部の譲受けによるとき。

2 子会社の権利の実行に当たりその目的を達するため必要なとき。

2 子会社は、前項各号の場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社又は有限会社が子会社となつたことを知った際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様とする。

第二十七条 協同組織金融機関は、次に掲げる場

する。この場合において、同法第二百十一条ノ二第三項中「親会社」とあるのは、「協同組織金融機関」と読み替えるものとする。

第五章 優先出資証券

(優先出資証券の発行)

第二十八条 協同組織金融機関は、優先出資の払込期日後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2 優先出資証券は、優先出資の払込期日後でなければ、発行してはならない。

3 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資証券の記載事項)

第二十九条 優先出資証券には、次に掲げる事項並びにその番号、発行の年月日、優先出資の口数及び優先出資者の名称を記載し、理事が署名し又は記名押印しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 協同組織金融機関成立の年月日

三 優先出資の額面金額

四 優先出資の内容

(優先出資証券についての商法の準用)

第三十条 商法第二百一十六条ノ一(株券の不発行及び寄託)、第二百一十九条(株券の即時取得)及び第二百三十条(除権決による再発行)の規定は、優先出資証券について準用する。」の場合において、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(優先出資証券についての商法の準用)

第三十一条 商法第二百一十六条ノ一(株券の不発行及び寄託)、第二百一十九条(株券の即時取得)及び第二百三十条(除権決による再発行)の規定は、優先出資証券について準用する。」の場合において、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

第六章 優先出資者総会

(優先出資者総会の招集事由)

第三十一条 協同組織金融機関は、第五条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合は、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。

2 優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合は、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により優先出資者総会を開催された者は、定款の定めるところに従つて第二号に掲げる行為を行おうとするときは、この限りでない。

4 定款に定められた当該優先出資の内容の変更

2 優先出資引受けの付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は連合会の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類」と異なる取扱いを行うこと。

3 前号の取扱いについて定款で定めるときは、その取扱いについての定款の変更

(優先出資者総会における議決権)

2 優先出資の割当てについて、優先出資の種類」と異なる取扱いを行うこと。

3 前号の取扱いについて定款で定めるときは、その取扱いについての定款の変更

(優先出資者総会における議決権)

(優先出資者総会の決議方法)

第三十三条 優先出資者総会の決議は、発行済優先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により行う。

2 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

3 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

4 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

5 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

6 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

7 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

8 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

9 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

10 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

11 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

12 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

13 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

14 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

15 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

16 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

17 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

18 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

19 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

20 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

第七章 雜則

(理事の責任)

第三十六条 理事がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、その理事は、協同組織金融機関に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 商法第二百六十六条第二項及び第三項(取締役の責任)の規定は連合会の前項の理事の責任について、同条第五項の規定は協同組織金融機

関の前項の理事の責任についてそれぞれ適用する。この場合において、同項中「総株主」とあるのは、「総普通出資者及総優先出資者」と読み替えるものとする。

(資本及び資本準備金)

第三十七条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第三十九条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた発行価額の合計額とする。

2 優先出資の発行価額のうち額面金額を超える額は、発行価額の二分の一の範囲内において、

3 優先出資の発行価額のうち資本に組み入れない額は、資本準備金として積み立てなければならぬ。

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けて、その全部又は一部を資本に組み入れる場合は、この限りでない。

5 法定準備金をもって損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもってこれに充てることはできない。
(協同組織金融機関の資本の額等)

第三十八条 優先出資は、根拠法にいう出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本の減少を行うことはできない。
(優先出資に関する登記)

第四十条 協同組織金融機関は、優先出資を発行

一 農林中央金庫法第四条（資本金の最低限度等）、第十七条第一項（債券の発行限度）及び第二十三条第二項（準備金の積立限度）資本金、払込資本金及び資本金の額

二 商工組合中央金庫法第三十二条（債券の発行限度）払込資本金

三 協同組合による金融事業に関する法律第一条（出資の金額）出資の総額、出資の額及び出資金

四 信用金庫法第五条（出資の総額の最低限度）、第五十四条の二第一項（債券の発行限度）及び第五十六条第一項（法定準備金）出資の総額

五 労働金庫法第七条（出資の総額の最低限度）及び第六十条第一項（法定準備金）出資の総額
(優先出資に係る資本減少)

第三十九条 優先出資を発行している協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の議決をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

2 前項の場合には、資本の額は、從前の資本の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本の減少を行うことはできない。
(優先出資に関する登記)
第四十一条 商工組合中央金庫は、第五条第一項の発行事項（第六条第二項の優先出資引受け権に関する事項を含む。）を定めようとする場合に、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、消却する優先出資の登記の後でなければ、これをもって第三者に对抗することができない。
(商工組合中央金庫の発行する優先出資についての特例)

第四十二条 商工組合中央金庫は、第五条第一項の発行事項（第六条第二項の優先出資引受け権に関する事項を含む。）を定めようとする場合に、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、その発行しようとする優先出資（優先出資引受け権の目的たる優先出資を含む。以下この項において同じ。）の内容、口数及び発行価額を定めなければならない。

一 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額から当該消却によって払い戻される額を控除して得た額

2 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額から当該消却によって払い戻される額を控除して得た額

3 商工組合中央金庫は、第十六条第一項の優先出資の分割を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、分割する優先出資の内容及び口数を定めなければならない。

4 優先出資の種類ごとに、優先的配当の額（第十九条第三項の規定により加算されるべき額があるときはその額を控除して得た額とし、優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときはこれらの剩余金の配当の額の最高限度とする。次項及び第

するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これら

の事項に変更を生じたときも、同様とする。

二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額（優先出資の消却によって払い戻された額があるときは、その額を控除して得た額とする。次項及び第三項において同じ。）とその発行しようとする優先出資の発行価額

三 優先出資発行後の資本の額から普通出資の額を控除して得た額

四 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 優先出資発行後の資本の額から普通出資の額を控除して得た額

4 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、消却する優先出資の内容、口数及び払い戻される額を定めなければならない。

2 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、消却する優先出資の内容、口数及び払い戻される額を定めなければならない。

3 商工組合中央金庫は、第十六条第一項の優先出資の分割を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、分割する優先出資の内容及び口数を定めなければならない。

4 優先出資の種類ごとに、優先的配当の額（第十九条第三項の規定により加算されるべき額があるときはその額を控除して得た額とし、優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときはこれらの剩余金の配当の額の最高限度とする。次項及び第

三項において同じ。）に口数を乗じて得た額の合計額

二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額（優先出資の消却によって払い戻された額があるときは、その額を控除して得た額とする。次項及び第三項において同じ。）とその発行しようとする優先出資の発行価額

一 第四条第一項から第三項までの規定により定められた優先出資の総口数の最高限度

二 発行済優先出資の総口数並びに種類及び種類ごとの口数

三 優先出資発行後の資本の額から普通出資の額を控除して得た額

四 優先出資を発行する場合に、その名称及び住所並びに営業所

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 優先出資発行後の資本の額から普通出資の額を控除して得た額

4 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、消却する優先出資の内容、口数及び払い戻される額を定めなければならない。

2 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、消却する優先出資の内容、口数及び払い戻される額を定めなければならない。

3 商工組合中央金庫は、第十六条第一項の優先出資の分割を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、分割する優先出資の内容及び口数を定めなければならない。

4 優先出資の種類ごとに、優先的配当の額（第十九条第三項の規定により加算されるべき額があるときはその額を控除して得た額とし、優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときはこれらの剩余金の配当の額の最高限度とする。次項及び第

5 商工組合中央金庫が優先出資を発行しようとするときは、優先出資の發行による資本の額の増加について、商工組合中央金庫法第六条第二項(資本金の増加の手続)の規定の例により、普通出資者総会の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(届出事項)

第四十二条 協同組織金融機関は、この法律の規定による主務大臣の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認可の条件)

第四十三条 主務大臣は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(認可の失効)

第四十四条 協同組織金融機関がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかったときは、当該認可は、効力を失う。

(主務大臣)

第四十五条 この法律における主務大臣は、優先出資を発行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののはか、優先出資者に対する剩余金の配当の支払の場所、この法律の規定による認可の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定めること。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定する。

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができるものと定める。

第八章 罰則

(罰則)

第四十八条 協同組織金融機関の役員又は支配人、当事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人(以下「役員等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは二百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合に応じた者も、同様とする。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、協同組織金融機関の計算において不正にその優先出資を取得し、又は質権の目的としてその優先出資を受けたとき。

二 第十九条の規定又は第四条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剩余金の配当を行ったとき。

三 懲优先出資を発行している協同組織金融機関の事業の範囲外において、投機取引のために当該協同組織金融機関の財産を処分したとき。

(主務大臣)

第四十九条 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある優先出資申込書及び前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する

場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十条 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

関する文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるもの行使したときも、前項と同様とする。

第五十条 役員等が、優先出資の払込みを仮装するため預合を行ったときは、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合に応じた者も、同様とする。

二 この法律の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 第五条第一項、第六条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第三十七条第四項ただし書若しくは第四十一条第五項の規定又は第五十二条 懲优先出資の払込みの責任を免れる目的をもつて他人又は仮設人の名義を用いて優先出資を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

四 第九条第二項の規定又は第六条第五項において準用する商法第二百八十九条ノ六ノ二の規定に違反して優先出資申込証若しくは優先出資引受証書を作成せず、又はこれらに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載を行ったとき。

五 第九条第三項(第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

六 第二十条の規定に違反して協同組織金融機関の残余財産を分配したとき。

七 正当な事由がないのに優先出資証券の名義書換えをしないとき。

八 優先出資者名簿又は優先出資者総会の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律(この法律において準用する商法を含む。次号において同じ。)に定める公告若しくは通知を行ったとき。

- 九 第二十五条において準用する商法第二百六
十三条第一項又は第三十五条において準用す
る同法第二百三十九条第五項若しくは第二百
四十四条第三項の規定に違反して書類を備え
置かなかったとき。
- 十 第二十七条第二項の規定に違反して優先出
資失効の手続又は優先出資若しくは質権の処
分を怠ったとき。
- 十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せ
ず、又は不実の記載を行つたとき。
- 十二 第二十八条第二項の規定に違反して優先
出資証券を発行したとき。
- 十三 第三十条において準用する商法第二百二
十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資
者名簿に記載を行わず、かつ、優先出資証券
を寄託しないとき。
- 十四 第五条第三項、第十九条第五項若しくは
第八項若しくは第三十一条の規定に違反して
優先出資者総会を招集せず、又は定款に定め
た地以外の地において、若しくは第三十五条
において準用する商法第二百三十三条の規定
に違反して優先出資者総会を招集したとき。
- 十五 優先出資者総会に対し不実の申述をし、
又は事実を隠ぺいしたとき。
- 十六 正當な事由がないのに優先出資者総会に
おいて優先出資者の求めた事項について説明
を行わなかつたとき。
- 十七 第三十七条第三項から第五項までの規定
に違反して資本準備金を積み立てず、又はこ
れを使用したとき。
- 十八 第四十条の登記を怠つたとき。
- 2 理事が優先出資の引受けによる権利を譲渡し

たとき、又は子会社の取締役が第二十七条第三
項若しくは第四項の規定に違反して優先出資を
取得し、若しくは優先出資の処分を怠つたとき
も、前項と同様とする。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年から
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第二条 商工組合中央金庫法の一部を次のよう
に改正する。

第四十九条第一項中「旧銀行等の債券発行等
に関する法律(昭和二十一年法律第四十号)第十
七条第一項ノ規定ニ依リ國ガ引受ケタル優先出
資額ヲ除ク以下同ジ」を削る。

(証券取引法の一部改正)

第三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五
号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「出資証券」の下に「(次
号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に
次の一号を加える。

五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する
法律(平成五年法律第二号。以下「
「優先出資法」という。)に規定する優先出資
証券(以下「優先出資証券」という。)又は優
先出資引受權を表示する証書

第四条第三項中「株主名簿に記載されている
株主」を「株主名簿(優先出資法に規定する優先
出資者名簿を含む。)に記載されている株主(優
先出資法に規定する優先出資者を含む。)」に改
め、同条第六項中「準用する」を「準用し」、及び
第四条 前条の規定による改正後の証券取引法第
百六十六条の規定は、この法律の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に生じた同条第一項に
規定する重要な事実(同条第二項第一号に規定す
る上場会社等の業務執行を決定する機関がした
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「当該上場会社等の同項第四号、第五号の二」
に改める。

これらの規定を第二十七条において準用する
に改める。

五百六十三条第一項中「又は第六号」を「第一
五号の二又は第六号」に改め、「である会社」を
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「当該上場会社等の同項第四号、第五号の二」
に改める。

五百六十六条の規定は、この法律の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に生じた同条第一項に
規定する重要な事実(同条第二項第一号に規定す
る上場会社等の業務執行を決定する機関がした
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「第一五号の二又は第六号」に改め、「である会社」を
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「当該上場会社等の同項第四号、第五号の二」
に改める。

五百六十六条の規定は、この法律の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に生じた同条第一項に
規定する重要な事実(同条第二項第一号に規定す
る上場会社等の業務執行を決定する機関がした
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「第一五号の二又は第六号」に改め、「である会社」を
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「当該上場会社等の同項第四号、第五号の二」
に改める。

五百六十六条の規定は、この法律の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に生じた同条第一項に
規定する重要な事実(同条第二項第一号に規定す
る上場会社等の業務執行を決定する機関がした
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「第一五号の二又は第六号」に改め、「である会社」を
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「当該上場会社等の同項第四号、第五号の二」
に改める。

五百六十六条の規定は、この法律の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に生じた同条第一項に
規定する重要な事実(同条第二項第一号に規定す
る上場会社等の業務執行を決定する機関がした
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「第一五号の二又は第六号」に改め、「である会社」を
削り、「当該上場会社等の第二条第一項第四号」
を「当該上場会社等の同項第四号、第五号の二」
に改める。

する法律(平成五年法律第号)。次項において「優先出資法」という。に基づく優先出資者の権利でこれらに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「株式」の下に「(優先出資法に規定する優先出資を含む。)」を、「第一百三十九条第四項」の下に「(優先出資法第三十五条规定する場合を含む。)」を加える。

(有価証券取引税法の一部改正)

第六条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「出資証券」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第号)に規定する優先出資証券(第三項において「優先出資

る法律(平成五年法律第号)に規定する優先出資証券(第三項において「優先出資

る法律(平成五年法律第号)に規定する優先出資証券」という。)

第一条第三項中「株券」を「この法律の適用については、株券の」に、「この法律の適用については、株券」を「株券と、優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利は優先出資証券」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十七条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第一号)の十第二項第一号中「その他の法人の出資者の持分」の下に「(第五号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第一号)に規定する優

先出資(優先出資の引受けによる権利及び

優先出資を引き受けることができる権利を含む。)

第三十七条の十第四項第一号中「株式」の下に「若しくは優先出資」を加える。

(所得税法の一部改正)
第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「含む」の下に「(以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「出資を含むものとし、」を削り、同項第一号中「利益」の下に「又は剩余金」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第一百二十四条の三第二項第一号中「その他の法人的出資者の持分」の下に「(第四号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四の一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第一号)に規定する優先出資証券(第三項において「優先出資

る法律(平成五年法律第一号)に規定する優先出資証券」という。)

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第一号)に規定する優先出資証券(第三項において「優先出資

る法律(平成五年法律第一号)に規定する優先出資証券」という。)

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の非課税物件欄1中「出資証券」の下に「(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第一号)に規定する優先出資証券を除く。)」を加える。

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「含む」の下に「(以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「出資を含むものとし、」を削り、同項第一号中「利益」の下に「又は剩余

金」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

理由

協同組織金融機関をめぐる状況の変化にかんがみ、自己資本の充実を通じてその経営の健全性の確保を図るため、普通出資を補完するものとして協同組織金融機関の優先出資の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

協同組織金融機関の優先出資の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

協同組織金融機関の自己資本の充実に資するため、普通出資を補完するものとして優先出資の制度を設けることにより、当該金融機関の経営の健全性の確保を図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 優先出資の発行

本案は、協同組織金融機関の自己資本の充実に資するため、普通出資を補完するものとして優先出資の制度を設けることにより、当該金融機関の経営の健全性の確保を図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 優先出資者の権利等

(一) 優先出資者は、優先出資について、普通出資者総会における議決権その他の普通出資者の権利を有しないこととする。

(二) 普通出資者に対する剩余金の配当は、優先出資者に対する優先的配当を行った後でなければ、行ってはならないこととする。

(三) 優先出資者に対する剩余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されることとする。

(四) 優先出資者に対する残余財産の分配は、優先出資の額面金額について、普通出資者に対する残余財産の分配に先立つて行うこととする。

3 優先出資の譲渡

(一) 優先出資は、優先出資証券の交付により譲渡することができることとし、協同組織

金融機関は優先出資の譲渡を制限してはならないこととする。

〔一〕協同組織金融機関は、優先出資の払込期日後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならないこととする。
〔二〕協同組織金融機関は、定款に定められたその優先出資の内容の変更等優先出資者に損害を及ぼす行為を行おうとする場合には、優先出資者総会の承認を受けなければならないこととする。
〔三〕その他
〔四〕罰則について所要の規定を設ける。
〔五〕この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

議案の可決理由
協同組織金融機関をめぐる状況の変化にかんがみ、自己資本の充実を通じてその経営の健全性の確保を図るため、普通出資を補完するものとして優先出資の制度を設けようとする本案は、時宜に適した措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成五年四月二十日
衆議院議長 櫻内 義雄殿 大蔵委員長 藤井 裕久

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び題目
二 本案の内容は、次のとおりである。
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、五万円の記念貨幣を発行することができるることとする。
四 五万円の記念貨幣については、通貨の単位

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び題目
二 本案の内容は、次のとおりである。
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、五万円の記念貨幣を発行することができるることとする。
四 五万円の記念貨幣については、通貨の単位

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律
第一条 政府は、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第二項に規定するもののほか、五万円の貨幣を発行することができる。
第二条 前条の規定により発行する貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律
第三条 第五条第三項及び第六条から第十条までの規定を適用する。
附 則

この法律は、公布の日から施行する。

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び題目
二 本案の内容は、次のとおりである。
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、五万円の記念貨幣を発行することができるることとする。
四 五万円の記念貨幣については、通貨の単位

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び題目
二 本案の内容は、次のとおりである。
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、五万円の記念貨幣を発行することができるることとする。
四 五万円の記念貨幣については、通貨の単位

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律
第一条 政府は、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第二項に規定するもののほか、五万円の貨幣を発行することができる。
第二条 前条の規定により発行する貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律
第三条 第五条第三項及び第六条からの規定を適用することとする。
附 則

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び題目
二 本案の内容は、次のとおりである。
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、五万円の記念貨幣を発行することができるることとする。
四 五万円の記念貨幣については、通貨の単位

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び題目
二 本案の内容は、次のとおりである。
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、五万円の記念貨幣を発行することができるることとする。
四 五万円の記念貨幣については、通貨の単位

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び題目
二 本案の内容は、次のとおりである。
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため、五万円の記念貨幣を発行することができるることとする。
四 五万円の記念貨幣については、通貨の単位

三 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画があること。

四 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ 所得が中位にある者でその所得が建設省令で定める基準に該当するものであつて、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの。

ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として建設省令で定めるもの。

五 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

六 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が建設省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

七 賃貸住宅の管理の方法が建設省令で定める基準に適合するものであること。

八 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定める期間以上であること。

（計画の認定の通知）

第四条 都道府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長（特別区の長を含む。）に通知しなければならない。（供給計画の変更）

第五条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）の変更（建設省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならぬものであること。

行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第六条 建設大臣は、認定計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に基づき建設される賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）の管理が適正に行われるよう、認定事業者が特定優良賃貸住宅の管理を行つうに当たって配慮すべき事項を定め、これを公表するものとする。

第七条 地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第八条 都道府県知事は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けた、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）

第十条 都道府県知事は、認定事業者が認定計画に従つて特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行つて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

良賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）

第十四条 認定事業者が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第百号）第二条第二項の政令で定める都市計画区域に係る市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）の区域内にある農地（採草放牧地を含む。）を転用し、その土地に特定優良賃貸住宅を建設する場合においては、当該特定優良賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める規範に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

（家賃の減額に要する費用の補助）

第十五条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るために特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として建設省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用の一部を補助することができる。

(住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮)

第十六条 住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、特定優良賃貸住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(資金の確保等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定優良賃貸住宅の建設のために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

(地方公共団体による賃貸住宅の建設)

第十八条 地方公共団体は、その区域内において特定優良賃貸住宅その他第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が、第三条の基準に準じて建設省令で定める基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

3 国は、地方公共団体が、前項の建設省令で定める基準に従い建設及び管理をされる賃貸住宅の人居者の居住の安定を図るために当該賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができ
る。

(大都市の特例)

第十九条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六

十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都

市(以下この条において「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(罰則)

第二十条 第十二条第一項の規定による補助を受けた認定事業者が、当該補助に係る特定優良賃貸住宅についての第十条の規定による都道府県知事の処分に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十三条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第七号)

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する罰金に處する。

3 国は、地方公共団体が、前項の建設省令で定める基準に従い建設及び管理をされる賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十六号中「及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三号)」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)」及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第二号)」に改める。

年法律第三十二号)」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)」及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第二号)」に改める。

都道府県知事は、特定優良賃貸住宅の建設及び管理が適切に行われるよう、報告の微収、改善命令、認定の取消し等の措置を講ずることができる。

理 由

中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、都道府県知事による供給計画の認定、特定優良賃貸住宅の建設等に係る助成等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 議案の目的及び要旨

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(内閣提出)に関する報告書

本案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、都道府県知事による賃貸住宅の供給計画の認定、認定された供給計画に基づく賃貸住宅の建設等に係る助成等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 特定優良賃貸住宅を建設する場合における農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例、住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮等の措置を講ずる。

3 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅その他の居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならないものとし、国は、地方公共団体が、一定の基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行いうよう努めるものとする。

4 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅の建設及び管理が適切に行われるよう、報告の微収、改善命令、認定の取消し等の措置を講ずることができる。

5 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用及び家賃の減額の措置に要する

費用の一部を補助することができるものとし、国は、地方公共団体が、補助金を交付する場合には、その費用の一部を補助することができるものとする。

6 特定優良賃貸住宅を建設する場合における農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例、住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮等の措置を講ずる。

7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅その他の居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならないものとし、国は、地方公共団体が、一定の基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行いうよう努めるものとする。

8 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

9 本案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため

1 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者は、賃貸住宅の規模、構造、入居者の資格、賃貸の条件等を記載した「供給計画」を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、申請に係る供給計画が、一定の基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

3 建設大臣は、認定を受けた供給計画に基づき建設される「特定優良賃貸住宅」の管理を行

うに当たって配慮すべき事項を定め、これを公表するものとし、地方公共団体は、特定優良賃貸住宅の管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

4 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅の建設及び管理が適切に行われるよう、報告の微収、改善命令、認定の取消し等の措置を講ずることができる。

二 議案の可決理由

1 議案の可決理由

2 議案の可決理由

3 議案の可決理由

平成五年四月二十二日 兼議院会議録第二十一号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案及び同報告書

三五

の措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本来に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成五年度一般会計予算（住宅対策費）の中、特定優良賃貸住宅に係る補助金として、二百七十億円が計上されている。

右報告する。

平成五年四月二十一日

建設委員長 野中 広務

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、本委員会における論議を踏まえて、地方公共団体、住宅・都市整備公団等及び民間事業者が連携を保ちつつ、本法による賃貸住宅を含めた良質な賃貸住宅の供給が的確に行われるよう助成制度の充実について検討を行るべきである。

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成五年三月十日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

第十五条の六第一項中「第十五条の二」を第十四条に改め、同条を第十五条の五とする。

第十九条の二第五項を次のように改める。

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案
母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二章の二 寡婦に対する福祉の措置

5 第十三条の規定は、第一項において準用する第十一条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十一項に規定する貸付金（以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）について適用する。

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案
母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金（以下「国からの借入金」という。）の福社資金貸付金（以下「国からの貸付け等」とする。）

2 都道府県は、毎年度、当該年度の前々年度の特別会計の決算上の剩余金の額が、政令で定める額を超えるときは、その超える額に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額を、政令で定めるところにより國に償還しなければならない。

1 当該年度の前々年度までの國からの借入金の総額（この項及び第四項の規定により國に償還した金額を除く。）

2 前号に掲げる額と当該都道府県が当該年度の前々年度までに福社資金貸付金の財源とし

（第十九条の二—第十九条の四）」「第二章の一
五・第十九条の六」に改める。

第十三条 前三条に定めるもののほか、第十条及び第十三条を次のように改める。

（政令への委任）

第十三条 前三条に定めるもののほか、第十条及び第十三条を次のように改める。

（政令への委任）

第十三条 前三条に定めるもののほか、第十条及び第十三条を次のように改める。

（政令への委任）

第十四条及び第十五条を削る。

第十五条の二中「日常生活」を「日常生活等」に、

方法、償還その他母子福祉資金貸付金の貸付けにに関して必要な事項は、政令で定める。

第十五条の三第一項中「日常生活」を「日常生活等」に、「居宅において食事の世話」を「居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導」に改め、同条第

二項中「その者の居宅において」を削り、同条第三項中「第十五条の四から第十五条の七まで」を「第十五条规定の二から第十五条の五まで」に、「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に、「第十五

条の五第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第十

五条の六第一項」を「第十五条の四第一項」に、「第

十五条の二」を「第十四条」に、「第十五条の七中」を「第十五条の五中」に改める。

第十二条の二の次に次の二章を加える。

第二章の三 福祉資金貸付金に関する特別

（特別会計）

第十九条の五 都道府県は、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「福祉資金貸付金」と総称する。）の貸付けを行うについては、

特別会計を設けなければならない。

2 都道府県は、毎年度、当該年度の前々年度の特別会計の決算上の剩余金の額が、政令で定める額を超えるときは、その超える額に第一号に

掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合

を乗じて得た額に相当する金額を、政令で定め

るところにより國に償還しなければならない。

1 当該年度の前々年度までの國からの借入金の総額（この項及び第四項の規定により國に

償還した金額を除く。）

2 前号に掲げる額と当該都道府県が当該年度の前々年度までに福社資金貸付金の財源とし

官報(外号)

て特別会計に繰り入れた金額の総額（第五項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。）との合計額

3 前項の政令で定める額は、当該都道府県の福祉資金貸付金の貸付けの需要等の見通しからみて、同項の剩余金の額が著しく多額である都道府県について同項の規定が適用されるよう定めるものとする。

4 都道府県は、第二項に規定するもののほか、毎年度、福祉資金貸付金の貸付業務に支障が生じない限りにおいて、国からの借入金の総額の一部に相当する金額を国に償還することができるものとする。

5 都道府県は、毎年度、第二項又は前項の規定

により國への償還を行つた場合に限り、政令で定める額を限度として、福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額の一部に相当する金額を、政令で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる。

6 都道府県は、福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際ににおける福祉資金貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた福祉資金貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額の合計額を、政令で定めるところにより國に償還しなければならない。

一 国からの借入金の総額（第二項及び第四項の規定により國に償還した金額を除く。）

二 前号に掲げる額と当該都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額（前項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。）との合計額

て特別会計に繰り入れた金額の総額（第五項

の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。）との合計額

7 第一項の規定による國の貸付け並びに第二項、第四項及び前項の規定による國への償還の手続に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

附則第七条第一項中「同条第五項」を「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律（平成五年法律第号）による改正前の同条第五項」と、「第十一条第一項」を「同法による改正前の第十九条の二第五項」を「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律（平成五年法律第号）による改正前の第十九条の二第五項」と、「第十四条第一項」を「同法による改正前の第十四条第一項」と改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第十五条の二の改正規定（同条

を第十四条とする部分を除く。）、第十五条の三の改正規定（同条を第十五条とする部分を除く。）並びに次条及び附則第九条の規定は、同年一月一日から施行する。（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際

に改正後の母子及び寡婦福祉法（以下「新法」という。）第十五条の三の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）並びに次条及び附則第九条の規定は、同年一月一日から施行する。

第六条 都道府県の旧法第十四条第一項（旧法第

十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による國からの借入金は、新法第十九条の三第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律（平成五年法律第号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第七条 平成六年度及び平成七年度における新法

第十九条の六第二項の規定の適用については、

同項中「特別会計の決算上の剩余金の額」とあるのは、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律（平成五年法律第号）による改正前の

第五項において準用する場合を含む。）の規定によ

り都道府県に設けられた特別会計（以下「旧特

別会計」という。）の平成五年度の収入及び支出

並びに同年度以前の年度の決算並びに旧法第

四条第二項（旧法第十九条の二第五項において

準用する場合を含む。）の規定による國への償還

について、なお從前の例による。この場合に

おいて、平成五年度の旧特別会計の決算上の剩

余金として平成六年度の歳入に繰り入れるべき

であった金額があるときは、同年度の新法第十

九条の五第一項の規定により当該都道府県が設

けられた特別会計（以下「新特別会計」という。）の歳

入に繰り入れるものとする。

第八条 激甚災害に対する特別の財政援助等

（激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十条の見出し中「母子福祉法」を「母子及

び寡婦福祉法」に改め、同条第一項中「激甚災

害」を「激甚災害」に、「第十四条第一項（第十九

福祉法の一部を改正する法律（平成五年法律

ものとする。

第五条 都道府県が旧法第十三条第一項に規定す

る母子福祉資金貸付金及び旧法第十九条の二第

五項に規定する寡婦福祉資金貸付金の財源とし

て旧特別会計に繰り入れた繰入金は、新法第十

九条の五第一項に規定する福祉資金貸付金の財

源として新特別会計に繰り入れた繰入金とみな

す。

第六条 都道府県の旧法第十四条第一項（旧法第

十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による國からの借入金は、新法第十九条の六第一項の規定による國からの借入金とみな

ます。

第七条 平成六年度及び平成七年度における新法

第十九条の六第二項の規定の適用については、

同項中「特別会計の決算上の剩余金の額」とあるのは、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律（平成五年法律第号）による改正前の

第五項において準用する場合を含む。）の規定によ

り都道府県に設けられた特別会計（以下「旧特

別会計」という。）の平成五年度の収入及び支出

並びに同年度以前の年度の決算並びに旧法第

四条第二項（旧法第十九条の二第五項において

準用する場合を含む。）の規定による國への償還

について、なお從前の例による。この場合に

おいて、平成五年度の旧特別会計の決算上の剩

余金として平成六年度の歳入に繰り入れるべき

であった金額があるときは、同年度の新法第十

九条の五第一項の規定により当該都道府県が設

けられた特別会計（以下「新特別会計」という。）の歳

入に繰り入れるものとする。

第八条 激甚災害に対する特別の財政援助等

（激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十条の見出し中「母子福祉法」を「母子及

び寡婦福祉法」に改め、同条第一項中「激甚災

害」を「激甚災害」に、「第十四条第一項（第十九

条の二第五項において「準用する場合を含む。」)を「第十九条の六第一項」に改め、同条第三項中

「第十四条第一項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を「第十九条の六第一項」に改め、同条次の二項を加える。

4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び寡婦福祉法第十九条の六第二項

及び第六項の規定の適用については、同条第二項第一号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」(繰り入れられた金額(激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。))とする。

5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び寡婦福祉法第十九条の五第二項並びに第十九条の六第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第十九条の五第二項

中「同条第二項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対する法律(以下「激甚災害法」という。)第二十条第二項」と、

「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第十九条の六第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別

第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

会計を統合すること。

右報告する。

平成五年四月二十一日

厚生委員長 浦野 体興

衆議院議長 櫻内 義雄殿
〔別紙〕

2 貸付金の償還金のうち貸付事務に要する費用に充当できる限度については、政令で定めるものとすること。

3 特別会計において、剩余金の額が政令で定める額を超える場合における国への償還及び都道府県の一般会計への繰入れに係る規定等を整備すること。

4 母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を福祉の措置として加え、社会福祉事業として法的に位置づけること。

5 施行期日等

(一) この法律は、平成六年四月一日から施行すること。ただし、母子家庭及び寡婦に対する専門的な助言、指導等を行う事業に関する事項については、平成六年一月一日から施行すること。

(二) 所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

母子家庭及び寡婦の福祉の一層の増進を図るために、都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合すること等により、これらの貸付金に係る資金の有効な活用等を図ること等により、これらに関する専門的な助言、指導等を行う事業を社会福祉事業として位置づけることは時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに改める。

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月十六日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 業務(第二十四条—第二十七

条)」を「第四章 業務等(第二十四条—第二十七条)」と改める。

法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別

官報(号外)

第三条第二項を削る。

第四条中「免許」を「前条の規定による免許(第二十条第二号を除き、以下「免許」という。)」に改め

第五条第一号中「業務」の下に「(第二十四条の二に規定する業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。)」を加える。

第九条第五項及び第十一条第二項を削る。

第二十条第二号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第二十一条第三項を削る。

「第四章 義務」を「第四章 業務等」に改める。

第二十四条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(画像診断装置を用いた検査の業務)

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めたものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うことを加える。

第二十五条第二項及び第二十六条第三項を削る。

第二十七条第四項を削り、同条を第二十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(他の医療関係者との連携)

第二十七条 診療放射線技師は、その業務を行つては、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 診療放射線技師は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなつた後においても、同様とする。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第三十二条 第二十一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六十日以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の業務停止の処分に違反して業務を行つた者

二 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

ればならない。

第二十一条の次に次の二条及び一章を加える。

(秘密を守る義務)

第五条第一号中「業務」の下に「(第二十四条の二に規定する業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。)」を加える。

第二十条第二号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第二十一条第三項を削る。

「第四章 義務」を「第四章 業務等」に改める。

第二十四条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(画像診断装置を用いた検査の業務)

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めたものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うことを加える。

第二十五条第二項及び第二十六条第三項を削る。

第二十七条第四項を削り、同条を第二十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(他の医療関係者との連携)

第二十七条 診療放射線技師は、その業務を行つては、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 診療放射線技師は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなつた後においても、同様とする。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第三十二条 第二十一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六十日以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の業務停止の処分に違反して業務を行つた者

二 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

二 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第三十四条 第二十五条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第二十八条第一項の規定に違反した者

三 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

四 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第五十六条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

六 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第六十七条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

七 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第八十八条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

九 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

十一 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十二条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

十三 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十三条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

十五 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十四条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

十七 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十五条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

十九 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十六条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

二十一 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十七条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

二十三 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十八条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

二十五 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十九条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

二十七 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

〔別紙〕

診療放射線技師法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

医学医術の進歩等に伴い生ずる業務に医療の現場で適確に対応できる能力を有する医療従事者を養成するため、医療関係資格の養成施設の教育内容を適切に見直していくとともに、各養成施設が魅力ある学校づくりに取り組めるよう配慮すること。

二 近年、不足が指摘されている診療放射線技師について今後の需要見通し等を踏まえながら養成施設の確保に配慮すること。また、視能訓練士についても今後の需要動向の把握に努めながら、養成施設の確保に配慮すること。

三 医師をはじめとする医療従事者が、適切に連携協力しつつ、医療の受け手との間で信頼関係を築きながら、求められる医療サービスを提供することができるよう質の高い医療関係職種の養成確保に努めること。

視能訓練士法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年四月十六日

衆議院議長 原 文兵衛

視能訓練士法の一部を改正する法律

視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「業務(第十七条第一項)」を「業務等

(第十七条第一項)」に改める。

第五条第一号中「業務」の下に「(第十七条第一項に規定する業務を含む。第十八条の二及び第十九条において同じ。)」を加える。

「第四章 業務」を「第四章 業務等」に改める。

第十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「検査」の下に「並びに眼科検査」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第一項とし、同項の前に次の二項を加える。

視能訓練士は、第二条に規定する業務のか、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、眼科に係る検査(人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生省令で定めるものを除く。次項において「眼科検査」という。)を行うことを業とすることができる。

第十八条の次に次の二条を加える。
(他の医療関係者との連携)

第十八条の二 視能訓練士は、その業務を行なうに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

第四章中第二十条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第二十条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二十二条中「一円」を「二十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、施行するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成五年四月二十一日

衆議院議長 横内 義雄殿

厚生委員長 浦野 仁興

〔別紙〕

視能訓練士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

医学医術の進歩等に伴い生ずる業務に医療の現場で適確に対応できる能力を有する医療従事者を養成するため、医療関係資格の養成施設の教育内容を適切に見直していくとともに、各養成施設が魅力ある学校づくりに取り組めるよう配慮すること。

二 近年、不足が指摘されている診療放射線技師について今後の需要見通し等を踏まえながら養成施設の確保に配慮すること。また、視能訓練士についても今後の需要動向の把握に努めながら、養成施設の確保に配慮すること。

三 医師をはじめとする医療従事者が、適切に連携協力しつつ、医療の受け手との間で信頼関係を築きながら、求められる医療サービスを提供することができるよう質の高い医療関係職種の養成確保に努めること。

医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間ににおける効率的かつ適正な役割分担を図るために、視能訓練士の業務の拡大等を行うこととは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の
支援に関する法律案
右
国会に提出する。

平成五年一月十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の
支援に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下のものをいう。

(基本指針)

第三条 通産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)に対する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならぬ。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な

方向

助助することができる。

二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

三 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

四 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項

五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項

六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項

七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要な事項

八 通商産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(経営改善普及事業に係る補助)

第五条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(次条第一項に規定する基盤施設事業を除く。以下「経営改善普及事業」という。)に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するため必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲において、当該補助に必要な経費の一部を補助する。

第六条 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

する者並びにその者に対する商工会等が行う指導及び助言の方法

2 国は、政令で定めるところにより、全国商工会連合会又は日本商工会議所(以下「全国団体」という。)に対し、予算の範囲内において、その基盤施設計画が次の各号に規定するものと認めるとき改善普及事業に關し全国団体が基本指針に即して商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所を指導するために必要な経費の一部を補助することができる。

3 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

4 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その基盤施設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 前項第三号及び第四号に掲げる事項が基盤施設事業を確実に遂行するため適切なものである。

6 前項第五号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

7 前項第六号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

8 前項第七号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

9 前項第八号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

10 前項第九号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

11 前項第十号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

12 前項第十一号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

13 前項第十二号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

14 前項第十三号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

15 前項第十四号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

16 前項第十五号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

17 前項第十六号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

18 前項第十七号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

19 前項第十八号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

20 前項第十九号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

21 前項第二十号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

22 前項第二十一号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものである。

(資金の確保)

第七条 国は、認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(全国団体の事業の範囲の特例)

第八条 全国商工会連合会は、商工会法第五十五条第一項に規定する事業のほか、商工会又は都道府県商工会連合会の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

一 商工会又は都道府県商工会連合会が認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

三 日本商工会議所は、商工会議所法(昭和二十九年法律第四百四十三号)第六十五条に規定する事業のほか、商工会議所の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとす。

一 商工会議所が認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するため必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

三 第九条第一項又は第二項に規定する事業のほか、商工会議所の基盤施設事業の実施を行つた場合に、次に掲げる者に對して商工会等が行うものとする。

(業務方法書)

第十四条 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に対し、保証事業等に關して監督する事務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督)

第十五条 保証事業等の廃止に伴う第十二条の特例

(信用基金)

第十一条 全国団体は、保証事業等に關する信用基金を設け、國から交付された金額と全国団体が負担する保証債務の弁済に充てるなどを条件とする。

(大蔵大臣との協議)

第十二条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十二条の承認をしようとするとき。

二 第十三条の承認をしようとするとき。

三 前条の通商産業省令を定めようとするとき。

四 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携を設けて整理しなければならない。

(事業計画等の認可)

第十二条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(事業報告書等の提出)

第十三条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作成し、当該事業年度終了の日から三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督)

第十四条 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に対し、保証事業等に關して監督する事務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業の廃止)

第十五条 保証事業等の廃止に伴う第十二条の特例

(通商産業省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務及び会計に關する事項は、通商産業省令で定める。

(大蔵大臣との協議)

第十七条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十二条の承認をしようとするとき。

二 第十三条の承認をしようとするとき。

三 前条の通商産業省令を定めようとするとき。

四 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携を設けて整理されことが當該支援事業の効果的な実施に資するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

五 前項第二号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。

六 前項第三号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。

七 前項第五号に掲げる指導及び助言の方法が連携計画の変更等

八 前項第六号に掲げる連携計画を変更しようとするもの(以下「連携事業」という。)についての計画(以下「連携計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その連携計画が適当である旨の認定を受けることができる。

九 連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連携事業及びこれと連携して実施される支援事業の内容

二 連携事業を実施する者

三 連携事業の実施時期

四 連携事業の実施に必要な資金の額及びその

指導及び助言の方法

三 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その連携計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携を設けて整理されことが當該支援事業の効果的な実施に資するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

五 前項第二号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。

六 前項第三号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。

七 前項第五号に掲げる指導及び助言の方法が連携計画の変更等

八 前項第六号に掲げる連携計画を変更しようとするもの(以下「連携事業」という。)についての計画(以下「連携計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その連携計画が適当である旨の認定を受けることができる。

九 連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連携事業及びこれと連携して実施される支援事業の内容

二 連携事業を実施する者

三 連携事業の実施時期

四 連携事業の実施に必要な資金の額及びその

三 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

官 報 (号外)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(その出

資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項の中小企業者により出資され、又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。)であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び工商会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)
第二十一条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた者が当該認定基盤施設計画又

は当該認定連携計画に従つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかるらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(その出

資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項の中小企業者により出資され、又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。)であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらに認められたものと解してはならない。

4 第二項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)
第二十二条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第二十三条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第二十四条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第二十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会等に対して同項の刑を科する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第二十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その認可又は承認を受けなかつたとき。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第二十八条 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第二十九条 本法施行後、第五十一条の十八を第五十八条に改め、「第三章五十九条」を「第三章五十九条」に改める。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十条 全国団体のこの法律の施行の日を含む事業年度の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画については、第十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「保証事業等の開始の時まで」と読み替えるものとする。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
1. 第五百八十六条第二項第一号の二の次に次の二号を加える。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十二条 第二十二条第一項第十一号の二の次に次の二号を加える。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十四条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十五条 次に掲げる法律の規定中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十六条 第二十二条第一項に規定する商工

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六条から第五十八条まで削除する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十八条 第二章の二を第三章とする。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十九条 次に掲げる法律の規定中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十一条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十二条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十三条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十四条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十五条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十六条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十七条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十八条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四十九条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十一条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十二条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十三条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十四条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十五条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十六条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十七条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十八条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第五十九条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

第一第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項
第二第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

第一第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

四 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表

第三第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

(中小企業庁設置法の一部改正)

第六条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改め、第七号の六の次に次の一号を加える。

七の七 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第一号)の施行に関すること。

理由

小規模事業者をめぐる最近の厳しい経営環境にかかるが、小規模事業者の経営の改善発達を支援するため商工会及び商工会議所が実施する事業について、事業内容の拡充及びその効果的実施を図るために、債務の保証の制度を確立する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出)に関する**報告書****一 議案の要旨及び目的**

本案は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援することにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義
この法律において、「小規模事業者」とは、商工会法第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業については、五人)以下のものをいう。

2 基本指針
商工会法大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)に対する基本指針を定めなければならない。

3 経営改善普及事業に係る補助
国は、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営改善普及事業に必要な経費又は経営改善普及事業に係る補助

4 施設事業
施設事業(以下「基盤施設設計画」という。)についての計画(以下「基盤施設設計画」という。)を作成し、それが適当である旨の通商産業大臣の認定を受けることができる。商工会等以外の者が実施することが特に必要であると認める場合には、商工会等以外の者を基盤施設事業の全部又は一部を実施する者とする基盤施設設計画を作成し、認定を申請することができる。

5 資金の確保
国は、認定を受けた基盤施設設計画(以下「認定基盤施設設計画」という。)に従って基盤施設事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

6 全国団体の事業の範囲の特例

全国団体は、商工会法又は商工会議所法に規定する事業のほか、商工会又は都道府県商工会連合会若しくは商工会議所が認定基盤施設設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務保証事業を行つ。

7 連携計画

商工会等は、商工会等以外の者が実施する

小規模事業者の技術の向上等に寄与する事業

であつて、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業と連携して

実施される計画を作成し、それが適当である

旨の通商産業大臣の認定を受けることができる。

8 特例

平成五年四月二十一日

商工委員長 井上 普方

衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

1 基本指針の策定に当たっては、商工会等が支援事業を計画し、実施する際に十分参考となる明確な基本指針が示されるよう努めること。

9 その他

報告の徵収及び立入検査、権限の委任、罰則について所要の規定を設ける。

10 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p>二、商工会等が基盤施設設計画を作成する際、地域の実情やニーズに応じ、隣接する商工会等との共同事業の推進、他の地域振興策等との有機的な連携、会員のコンセンサスの形成等が適切に行われるよう十分な指導・助言に努めること。</p> <p>三、全国団体が、債務保証を行うに当たっては、基盤施設事業の運営について的確な審査を行うとともに、全国団体の保証業務が円滑に行われるよう業務処理体制の整備について適切な指導を行うこと。</p> <p>四、商工会等に配置されている経営指導員の資質の向上、有為な人材の確保に資するため、その勤務環境の整備に引き続き努めるとともに、人件費補助についての制度変更により、小規模事業者対策が後退することのないよう万全を期すこと。</p>
<p>号外報官</p> <p>五、商工会及び商工会議所が、商工会法、商工会議所法に定める原則に従って、適切な活動を行うよう引き続き指導すること。</p> <p>右 平成五年三月一日 内閣総理大臣 宮澤 喜一</p> <p>中小企業信用保険法の一部を改正する法律案</p> <p>第六条第一項中「一億二千万円」を「一億円」に、「二億四千万円」を「四億円」と、「千五百万円」を「二千万円」に、「三千万円」を「四千万円」に改める。</p> <p>(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)</p> <p>第三条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改訂する。</p> <p>第三条第一項中「一億二千万円」を「一億円」と、「一億四千万円」を「四億円」に改める。</p> <p>第三条の二第一項及び第三項中「千五百万円」を</p>
<p>二、「二千万円」に改める。</p> <p>第三条の二第一項及び第二項中「四百五十万円」を「五百万元」に改める。</p> <p>理由</p> <p>最近の中小企業の資金需要の大口化、中小企業をめぐる金融環境の変化等に適切に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、特別小口保険、公害防止保険及びエネルギー対策保険の付保限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
<p>二、議案の可決理由</p> <p>(1) 関係法律について所要の改正を行う。</p> <p>第三条の四 第二項中「一億円」を「五千万円」に、「四千万円」以下を「一億円」。次項において「二億円」以下を「四億円」に、「二億円」を「一億円」に、「三千五百万元」を「五千万元」に、「二千五百万元」を「二千万元」に、「二千五百万円」を「五千万円」に、「二千五百万円」を「二千万元」に、「二千五百万円」を「二千五百万円」に改め、同条第二項中「二千万円」を「五千万円」に、「二千五百万円」を「二千五百万円」に、「二千五百万円」を「二千五百万円」に改め、「二億円」を「超えない」に改める。</p> <p>第三条の五第一項中「一億円」を「二億円」に、「二億円」以下を「四億円」次項において「二億円」を「四億円」に、「二億円」を「一億円」に、「二千五百万円」を「二千五百万円」に改め、同条第二項中「一億円」を「二億円」に改める。</p> <p>第三条の六第一項及び第三条の七第一項中「以下同じ」を次項において同じに改める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第一項中「一億二千万円」を「一億円」に、「二億四千万円」を「四億円」と、「千五百万円」を「二千万円」に、「三千万円」を「四千万円」に改める。</p> <p>(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)</p>
<p>一、議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、最近における中小企業の資金需要の大口化、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図ろうとするもので、その内容は次のとおりである。</p> <p>1 付保限度額の引上げ</p> <p>(1) 普通保険の付保限度額を現行の一億二千五百円(組合二億四千万円)から二億円(組合四億円)に引き上げる。</p> <p>(2) 無担保保険の付保限度額を現行の千五百万元から二千万元に引き上げる。</p> <p>(3) 特別小口保険の付保限度額を現行の四百五十万元から五百万元に引き上げる。</p> <p>(4) 公害防止保険の付保限度額を現行の二千万元(組合四千万元)から五千万円(組合一億円)に引き上げる。</p> <p>(5) エネルギー対策保険の付保限度額を現行の一億円(組合二億円)から二億円(組合四億円)に引き上げる。</p> <p>理由</p> <p>所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>本件は、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るために、その内容は次のとおりである。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成五年四月二十一日 衆議院議長 横内 義雄殿</p> <p>商工委員長 井上 普方</p> <p>内閣総理大臣 宮澤 喜一</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成五年三月二十一日 内閣総理大臣 宮澤 喜一</p> <p>中小企業信用保険法の一部を改正する法律案</p> <p>第六条第一項中「一億二千万円」を「一億円」と、「一億四千万円」を「四億円」と、「一千五百万円」を「二千万円」と、「三千万円」を「四千万円」と改める。</p> <p>(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)</p> <p>第三条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改訂する。</p> <p>第三条第一項中「一億二千万円」を「一億円」と、「一億四千万円」を「四億円」に改める。</p> <p>第三条の二第一項及び第三項中「千五百万円」を</p>

の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第
三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とトルコ共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成五年二月八日にアンカラで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とトルコ共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

官報(号外)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の署名の日の後に課される租税で、所得に対する租税と同一であるも又は実質的に類似するもの（國税であるか地方税であるかを問わない。）についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの國の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
(a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はトルコをいう。
(b) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はトルコの租税をいう。

(c) 「日本国」の租税及び「トルコの租税」とは、

それぞれ日本国及びトルコにおいて課される租税で、前条1及び2の規定に従いこの協定が適用されるものをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」の企業とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

1 この協定の対象である租税は、次のものとする。

(a) トルコ共和国（以下「トルコ」という。）においては、
(i) 所得税
(ii) 法人税

む企業をいう。

(g) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) トルコにおいては、トルコ国籍法に従いトルコにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体

(ii) 日本国においては、
(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 住民税

この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるも又は実質的に類似するもの（國税であるか地方税であるかを問わない。）についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの國の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第四条

1 「国際運輸」とは、一方の締約国的企业が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、

(ii) トルコについては、大蔵閣税大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(iii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(iv) トルコによるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国

の法令における当該用語の意義を有するものと

り当該事案を解決する。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国

の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国

を決定する。

第五条

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行ふ一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、次のものを含む。

住所、居所、法律上の本店、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国（重要な利害関係の中心があつて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関する国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国

の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国（居住者とみなす）。

(d) 当該個人が双方の締約国（国民）である場合又はいずれの締約国（国民）でもない場合には、両締約国（居住者とみなす）。

(e) 1の規定により双方の締約国（居住者）に該当する者で個人以外の者については、両締約国

の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国

を決定する。

(a) 事業の管理の場所	(b) 支店
(c) 事務所	(d) 工場
(e) 作業場	(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
(d) 企業のために物品若しくは商品を購入又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(f) 企業のためには、他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。
2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附屬する財産、農業又は林業用に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。
5 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されない。

第六条 第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しても、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国のおよびその他の締約国内に恒久的施設を通じて当該他方の法人の「恒久的施設」とはされない。
2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国のおよびその他の締約国内において恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合に恒久的施設を有する企業が他方の締約国において租税を課すことができる。
3 「恒久的施設」を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
4 恒久的施設の利得を決定するに當たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わざず、損金に算入することを認められる。
5 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

官報(号外)

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対し、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、トルコの企業である場合には日本国における事業税、日本国的企业である場合には日本国における事業税に類似する租税でトルコにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接若しくは間接に参加している場合又は

2 一方の締約国の企業の間に設けられる条件がないとしたならば一方の企業の利得とみなされたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課すことができる。

3 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が

規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約

国に於ける利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、

その合意された利得に對して当該一方の締約国において調された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に當つては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

4 1及び2の規定は、

第十一条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他

2 一方の締約国において租税を課することができる。この配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

3 一方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他

4 一方の締約国において租税を課することができる。この配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他

6 一方の締約国において租税を課することができる。この配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の

7 一方の締約国において租税を課することができる。この配当に對しては、当該他

8 一方の締約国において租税を課することができる。この配当に對しては、当該他

9 一方の締約国において租税を課することができる。この配当に對しては、当該他

響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式、発起人株式その他の利得の分配を受けける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行つ法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約國において調された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に當つては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約國において調された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に當つては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

2 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

3 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

4 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

5 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

6 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

7 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

8 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

9 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

10 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該

においても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となる恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に對していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に對して租税を課することができない。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

2 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

3 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

4 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

5 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

6 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

7 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

8 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

9 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

10 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

11 一方の利子に對しては、当該利子が生じた締約國においても、当該締約國の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約國において租税を課することができる。

5 1及び2の規定は、

(a) トルコの居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた日本国において日本国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は日本国において日本国内にある固定的施設を通じて、当該独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(b) 日本国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じたトルコにおいてトルコ内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6

日本国に居住する利子の受益者が、当該利子の生じたトルコにおいてトルコ内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7

利子の支払の基因となつた債権について考慮する。

した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係による。

より、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対する場合は、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の使用料に対する場合は、当該使用料が生じた

締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者であるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠権、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡を超えないものとする。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該締約国において生じたトルコにおいてトルコ内に

ある恒久的施設又は固定的施設を通じて事業を行なう場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

する料金（第八条で取り扱うものを除く。）をい

う。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国において生じたトルコにおいてトルコ内に恒久的施設又は固定的施設を通じて事業を行なう場合において、当該使用料の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国において生じたトルコにおいてトルコ内に恒久的施設又は固定的施設を通じて事業を行なう場合において、当該使用料の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国において生じたトルコにおいてトルコ内に恒久的施設又は固定的施設を通じて事業を行なう場合において、当該使用料の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国において生じたトルコにおいてトルコ内に恒久的施設又は固定的施設を通じて事業を行なう場合において、当該使用料の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国において生じたトルコにおいてトルコ内に恒久的施設又は固定的施設を通じて事業を行なう場合において、当該使用料の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国において生じたトルコにおいてトルコ内に恒久的施設又は固定的施設を通じて事業を行なう場合において、当該使用料の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡による恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者において租税を課すことができる。

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡による恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者において租税を課すことができる。

当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であって他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が継続するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対する対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条、第十八条、第十九条及び第二十条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(i)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国が国際運輸に運用する船舶又は航空機内の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することはできる。

当該一方の締約国において租税を課することはできる。

去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 (a) もっとも、そのような活動が両締約国(政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国(国民)専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

(ii) 公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国(地方公共団体)によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国(地方公共団体)が提出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

第十九条

1 第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他のこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 (b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

る場合には、その退職年金に對しては、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公團体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公團体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。当該学生又は事業修習者が、その教育又は訓練に関連する実務上の経験を獲得するために、一暦年を通じて百八十三日を超えない期間当該一方の締約国において行う勤務から取得する報酬についても、当該一方の締約国の租税を免除する。

第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の

人件役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と實質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対する場合は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十二条

1 トルコの居住者に対する二重課税は、次のとおり除去される。

トルコの居住者がこの協定の規定に従つて日本において租税を課される所得を取得する場合には、トルコは、外国の租税の控除に関するトルコの税法の規定に従つて日本において納付される所得に対する租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。

ただし、控除の額は、その控除が行われる前にトルコにおいて算定された租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国において控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つて納付されるトルコの租税の額は、当該居住者に対する課される日本国の租税の額から控

除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對応する部分を超えないものとする。

(b) トルコにおいて取得される所得が、トルコの法人に對して支払われる配当である場合に

は、日本国の租税からの控除を行つて当たるペーセントを所有する日本国の居住者である株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを支払う法人によりその所得について納付されるトルコの租税を考慮に入れるものとする。

3 2(a)及び(b)に規定する控除の適用上、トルコの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの協定の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加としてトルコの租税に関する法令にその後に導入されることがあるものに従つたトルコの租税の軽減又は免除が行われなかつたとしたならばトルコの法令に基づき及びこの協定の規定に従つてトルコの租税として納付されたであろう額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国

又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国に類似の他の企業に課されてお

り若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の租税若しくはこれに關連する要件又はより重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることはない。

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

一方の締約国において生ずる年の翌年の一月一日から十年で効力を失う。

4 第九条1、第十一条7又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国が適用される場合を除くほか、一方の締約国

企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の

課税対象利得の決定に當たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

第二十四条

1 いづれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたときは受けることになると認める者は、当該事案について、当該いづれか一方の又は双方の締約国に定める救済手段とは別に、自分が居住する締約国に権限のある当局に対しても又は当該事案が前条の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるとが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国に権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国に権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑惑を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の

規定に反しない場合に限る。）を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定が適用される租税の賦課若しくは徵収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に開示する者又は当局（裁判所を含む。）に対してのみ開示することができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いづれの締約国に対しても、1の租税を徵収するよう努力する締約国に規則及び慣行に抵触し又は当該締約国に公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課すものと解してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十六条 この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 第二十九条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 各締約国は、この協定に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徵収するよう努め

る。その徵収を行う締約国は、このようにして徵収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いづれの締約国に対しても、1の租税を徵収するよう努力する締約国に規則及び慣行に抵触し又は当該締約国に公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課すものと解してはならない。

2 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

1 この協定は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) トルコにおいては、

この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 日本国においては、

この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

山口 洋一
日本国政府のために

トルコ共和国政府のために
S・オラル

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、下

名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第四条に關し、「法律上の本店」とは、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

(a) トルコにおいては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)

日本国においては、

終了の通告が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の中の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

官報(号外)

引き渡す場合には、その者が、当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有しないとき又はこの権限を反復して行使しないときにおいても、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされることが了解される。ただし、この規定は、その者が当該物品又は商品の定期的な引渡しを行っているだけでなく、当該物品又は商品の販売に関するすべての活動（前記の契約を締結する権限の行使を除く。）を行っていることが証明されない限り適用しない。

3 協定第五条及び第七条に関する日本国企業が行う役務の提供によって取得する所得が、協定第五条及び第七条の規定に従いトルコにおいて課税される場合には、当該所得はトルコの課税上、当該日本国企業が自由職業に係る役務の提供によって取得する所得とみなされることが了解される。この規定は、トルコの税法に従い当該所得に対して源泉徴収される租税を課することに影響を及ぼすものではない。ただし、その源泉徴収される租税の額は、当該自由職業に対する給付の総額の十五パーセントを超えないものとし、また、その源泉徴収される租税の額は、当該所得に対して最終的に課されるトルコの租税の額から控除される。

4 協定第七条に関する企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所に支払ったか又は振替えた支払金（実費弁償に係るもの）を除く。）で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めないことが了解され

る。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する

支払金
(b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子（当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。）

5 協定第八条に関する船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得も含まれることが了解される。ただし、当該利得が同条の規定の適用を受けた場合に付随するものである場合に限る。

(a) 船舶又は航空機の賃貸（裸用船であるか否かを問わない。）から取得する利得

(b) 國際運輸に使用されるコンテナ（コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用から取得する利得

6 協定第十一条2(a)及び(b)に関するトルコについては、同条2(a)及び(b)にいう税率は、配当を支払う法人の所得であつて当該配当が支払われることとなる日の直前に終了する事業年度に取得するものに対して課されるトルコの租税の額が当該所得の四十パーセント未満の場合には、それがそれ(a)については十五パーセント、(b)については二十パーセントとする。

7 協定第十一条3に関する「配当」には、トルコにおける投資基金及び投資信託より取得する所得を含むことが了解される。

8 協定のいかなる規定も、一方の締約国が、当該一方の締約国にある他方の締約国の居住者で

ある法人の恒久的施設の利得（船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得を除く。）に対して、協定の関係規定に従い当該恒久的施設の利得に対し課されることとなる租税を控除した後、当該控除後の残りの利得の十パーセントを超えないことを条件として租税を課することを妨げるものと解してはならない。ただし、トルコについては、この租税は、恒久的施設の利得に対して課されるトルコの租税の額が当該恒久的施設の利得の四十パーセント未満である場合には、当該控除後の残りの利得の十五パーセントを超えないものとする。

9 協定第十二条2(a)に関する「金融機関」とは、銀行及び保険会社をいうものと了解される。両締約国のある当局の合意により、「金融機関」には、他の類似の機関を含めることがある。

10 協定第二十四条2に関するトルコについては、納税者は、同条2にいう合意の結果生ずる還付請求を、トルコの税務当局が当該納税者に当該合意の結果を通知した後一年の期間内に行わなければならないことが了解される。

以上の証據として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

山口洋一
トルコ共和国政府のために
S・オラル

1 本件の目的及び要旨
我が国は、トルコ共和国との間で昭和六十一
年五月から租税協定の締結について交渉を行つ
てきたが、合意に達したので、平成五年三月八
日アンカラにおいて本協定に署名を行つた。
本協定は、国際的な二重課税を可能な限り回
避又は排除することを目的としたもので、近年
我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のもので
あり、その主な内容は次のとおりである。

2 不動産から取得する所得に対しては、不動
産所在地国において課税することができるこ
と。

3 事業所得に対しては、企業が相手国内に恒
久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰
せられる所得についてのみ相手国において課
税されること。

4 船舶又は航空機による国際運輸業からの所
得に対しては、企業の居住地国においてのみ
課税されること。

5 配当に對しては、その配当の源泉地國においても課稅することができるが、親子会社間の配當に對する稅率は、配当を支払う法人の譲決權のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、十ペーセントを超えないものとし、その他すべての場合には、十五パーセントを超えないこと。

6 利子及び使用料に對しては、源泉地國においても課稅することができるが、その稅率は、金融機關が受け取る利子である場合には十五パーセント、その他の利子の場合には十パーセントをそれぞれ超えないものとし、また、使用料に對しては十ペーセントを超えないこと。

7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益に對しては、当該不動産等の所在地國において課稅することができる。

8 自由職業者、給与所得者、芸能人及び学生等の人的役務所得に對しては、それぞれの課稅原則に基づいて課稅すること。

9 二重課税の排除方法は、両國ともに、外国稅額控除方式によることとし、一定の所得につき我が國においてみなし外国稅額控除を認めること。

10 両国は、この協定に基づく租稅の免除又は税率の軽減が、それを受ける権利を有しない者によつて享受された場合には、相手國が課する租稅を徵收するよう努めること。

なお、本協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、我が國においては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後

所持に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の譲決理由
本協定を締結することは、我が國とトルコとの間での各種所得に對する課稅権の調整が固られることになり、両國間の經濟及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待され得、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと譲決した次第である。

右報告する。

平成五年四月二十一日

衆議院議長 櫻内 義雄殿 外務委員長 伊藤 公介

右

国会に提出する。

平成五年三月二十一日 内閣総理大臣 宮澤 喜一

四 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) イスラエルにおいては、

- (i) 所得稅法及びその附屬法令に従つて課される税
- (ii) 土地評価稅法に従い財産の譲渡に對して課される税

(iii) 課税される税

(以下「イスラエルの租税」という。)

(iv) 土地評価稅法に従い財産の譲渡に對して課される税

理由

政府は、日本国とイスラエルとの間ににおける所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成五年三月八日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとしたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(2) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合は、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「イスラエル」とは、イスラエル国をいい、また、地理的意味で用いる場合には、イスラエルが国際法及びイスラエルの法令に基づき主權を行使することができるイスラエル国のすべての領域（領水を含む。）並びにその領水

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約について承認を求める件及び同報告書 所得対

官報(号外)

- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国」の企業とは、それぞれ一方の締約国の居住者が管むる企業をいう。
- (h) 「国民」とは、いすれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいすれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいすれか一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国的企业が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (j) 「権限のある当局」とは、
- (k) 日本国については、大蔵大臣又は権限を
- (l) 文脈により、日本国又はイスラエルをいう。
- (m) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はイスラエルの租税をいう。
- (n) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はイスラエルをいう。
- (o) 「一方の締約国によるこの条約の適用」とは、文脈において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国における当該用語の意義を有するものとする。

与えられたその代理者をいう。

- (ii) イスラエルについては、大蔵大臣又は権限を与えたその代理者をいう。
- (iii) 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、法人の設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

- (a) 当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国（重要な利害関係の中心がある國）の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいすれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国居住者とみなす。
- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいすれの締約国の国民でもない場合に

は、両締約国のある当局は、合意により当該事案を解決する。

- 3 1の規定により双方の締約国居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国居住者とみなす。

- (e) 企業のために他の準備的又は補助的性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所におけるこのような組合せによる一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

4 1及び2の規定にかかるらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行いう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされる活動）のみである場合は、この限りでない。

- 5 1から3までの規定にかかるらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、通じて一方の締約国内で事業活動を行っている企業は、通常の方法でその業務を行う仲人、問屋その他の独立的地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っている企業による加工のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

- 6 一方の締約国居住者である法人が、他方の締約国居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行いう法人を支配し、又はこれらに支配されているとい

う事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業用に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかいないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的服務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方

の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用を当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることは

ない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正當な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、イスラエルの企業である場合には日本国における事業税、日本国のある場合には日本国における事業税に類似する租税でイスラエルにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国が他方の締約国企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国企業及び他方の締約国企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間

に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課すことができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国が他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国が利得に算入して租税を課する場合において、両締約国が権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国が企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国居住者とされる締約国において、当該他方の締約国において租税を課することができ

る。

2 1の配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のそくに充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様な課税上の取扱いを受けるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ふ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び

当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約において生じた利得又は所得から成るときに於ても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国において生ずる利子であつて、他方の締約国の方公共団体、当該他方の締約国の方の政府、当該他方の締約国の方の中央銀行又は当該他方の締約国の方の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の方の政府、当該他方の締約国の方公共団体、当該他方の締約国の方の中央銀行若しくは当該他方の締約国の方の所有する金融機関によって保証された債権、これらによつて保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の方の居住者が取

得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。
(a) 日本国については、
(i) 日本銀行
(ii) 海外経済協力事業団
(iii) 國際協力事業団
(iv) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の方の政府が隨時合意するもの

(b) イスラエルについては、
(i) イスラエル銀行
(ii) イスラエル政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の方の政府が隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の方の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の方の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が（締約国の方の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対する各締約国の方の法令に従つて租税を課すことができる。

9 1から3までの規定は、一方の締約国の方の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行つた上、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の方の法令に従つて租税を課すことができる。

10 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の方の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができない。

第十二条

2 1の使用料に対しても、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム、ビデオテープ及びラジオ放送用又はテレビ放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、图画、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは産業上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用契約に基づいて受領する料金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者は（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若し

くは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム、ビデオテープ及びラジオ放送用又はテレビ放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、图画、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基準となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料の支払の基準となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課すことができる。

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立的性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得

動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人の役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設

に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる）当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。動務が他方の締約国内においてのみ租税を課すことができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

5 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う動務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五條

1 次条、第十八条、第十九条及び第二十二条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内においてのみ租税を課すことができる。動務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対する対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しても、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課すことができる。

3 もともと、そのような所得が両締約国の政府に対し提供される場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国若しくは当該一方の締約国において租税を課すことができる。

間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合においては、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

1(a) 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十九条

1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国的地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国的地方公共団体に由つて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対する対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第二十条

1 第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十一条

1 前に述べたとおり、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるもの又はその滞在の直前に当該給付が当該一方の締約国において受け取る給付については、当該一方の締約国においては、当該一方の締約国が租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十二条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行つたため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であったものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除する。

の締約国地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)

もともと、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3

一方の締約国又は当該一方の締約国地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、

第十五条

1

一方の締約国において恒久的施設を通じて事務を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の

2

1の規定は、一方の締約国の居住者である所

3

得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において當該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の

約国において租税を免除される。

第十二条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対する所得は、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2

1の規定は、主として特定の者の私的利息のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

3

一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わ

ない。）で前各条に規定がないものに対する所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において當該他方の締約国内にある固定的施設と実質的な関連を有するものであるときには、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第十三条

1 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対する対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

第十四条

1 イスラエル以外の国において納付される租税をイエスラエルの租税から控除することに関する規定について納付される日本国租税は、当該所得について納付されるイスラエルの租税から控

除する。ただし、控除の額は、イスラエルの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてイスラエルにおいて租税を課される所得をイスラエルにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるイスラエルの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国とイスラエルの租税の額のうち当該所得に対応する

(b) イスラエルにおいて取得される所得をイスラエルにおいて租税を課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国とイスラエルの租税の額のうち当該所得に対応する

(b) イスラエルにおいて取得される所得が、イスラエルの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるイスラエルの租税を考慮に入れるものとする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

2 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたとすれば、受けことなると認める者は、当該事案

所持に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について 承認を求める件及び同報告書

2 一方の締約国企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

(a) 日本の締約国に対し、家族の状況又は家族扶養するための負担を理由として自國の居住者に認める租税上の的人的控除、救済及び軽減を他方の締約国居住者に認める

ことを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国企業が他方の締約国居住者に支払った利息、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十六条

1 両締約国のある当局は、この条約の解釈又は適用に関する困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

2 一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報を公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

1 両締約国のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するため

について、当該いづれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に對して又は当該事案が前条1の規定の適用に關するものある場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国のある当局は、この条約の解釈又は適用に関する困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に對し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報を公の秩序に反することになる情報を提供すること。

5 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

官報 (号外)

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十三年三月八日 東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
小和田 恒

イスラエル国政府のために
モルデハイ・アミハイ

本件に関する報告書

3 条約第十三条⁴に關し、一方の締約国の居住者が取得する収益であって他方の締約国内において生ずるものとは、当該他方の締約国の法令に基づいて当該他方の締約国で租税を課することができる収益をいうものと了解される。

4 条約第二十四条²に關し、同条²の規定は、イスラエル内にある恒久的施設が得た利得のイスラエルの国外への処分に対し、イスラエルが租税を課することを妨げるものと解してはならないことが了解される。ただし、当該恒久的施設の利得に對して課されることとなる租税の額を超えてはならない。

5 配当に対する税率は、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、五ペーセントを超えないものとし、その他のすべての場合には、十五ペーセントを超えないこと。

6 利子及び使用料に對しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、十ペーセントを超えないこと。

7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る動産の譲渡収益に對しては、当該不動産の所在地国において課税することができること。

8 自由職業者、給与所得者、芸能人、学生及び教授等の人的役務所得に對しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。

9 二重課税の排除方法は、両国ともに外国税額控除方式によること。

6 本条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生し、兩締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用することになつてゐる。

所長に対する租税に関する二重課税の回避及び賦税の防止のための日本国とイスラエルとの間の条約の締結について承認を求める件及び同報告書

よつて政府は、本条約の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とイスラエルとの間での各種所得に対する課税権の調整が図られることになり、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年四月二十一日

外務委員長 伊藤 公介
衆議院議長 櫻内 義雄殿

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休

日とする法律案(内閣提出)

に関する報告書

平成五年四月二十日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休

日とする法律案

に関する報告書

平成五年四月二十日

する。

理由

皇太子徳仁親王の結婚の儀に際し、国民こそして祝意を表するため、結婚の儀の行われる日を休むとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休

むとする法律案(内閣提出)に関する報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案

国会法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年四月二十一日

議院運営委員長 与謝野 靖
提出者

内閣委員長 牧野 隆守

皇室は、皇室經濟法施行法第二条に規定するものほか、平成五年七月三十日までの間ににおいて、社会福祉事業の資に充てるため、五百万円以内を賜与し、また、平成五年六月一日から同年七月二十日までの間ににおいて、内閣の定める基準により、皇太子徳仁親王の婚姻を祝するために贈与される物品を譲り受けることができる。

第三十八条中「会期中」を削り、「郵送」を「発送」に、「通信をなすため」を「通信をなす等のたために規定する日」とする。

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を第三十八条に改正する。

国会法の一部を改正する法律案

第百三十二条に改正する。

第百三十二条の章名を次のように改める。

第百三十二条 各議員に、その職務の遂行を補佐する秘書及び議員会館

第百三十二条の章名を次のように改める。

第百三十二条 各議員に、その職務の遂行を補佐する秘書一人を付す。

前項に定めるもののほか、主として議員の政治活動を補佐する秘書一人を付す。

第十七章中第百三十二条の次に次の二条を加える。

第百三十二条の次に次の二条を加える。

第五章中第百三十二条の次に次の二条を加える。

官報(号外)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第九条第二項の規定は、この場合について適用する。

第十六条第九項に後段として次のように加える。

第五条第十項後段の規定は、この場合について準用する。

議員の職務の遂行を補佐する秘書二人のほか、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができる」とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 国会法第二百三十二条第一項に規定する議員秘書は、給料月額として、別表第一による額を受ける。

第四条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五条、第七条及び第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の二項を加える。

(資格試験等)
第二十一条 国会法第二百三十二条第二項に規定する議員秘書は、試験等により当該議員秘書に必要な知識及び能力を有すると判定された者の中から採用するものとする。

附則
この法律は、平成六年一月一日から施行する。
ただし、第一条の改正規定及び第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

国会議員に新たに主としてその政策立案及び立法活動を補佐する秘書を付することができる」とすることに伴い、当該秘書が受ける給与等について定めるとともに、当該秘書の資格試験等に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成五年四月二十一日

提出者
議院運営委員長 与謝野馨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当」を「退職手当等」に改める。

第三条第一項中「議員秘書」を「国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百三十二条第一項に規定する議員秘書」に改め、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

九	五百〇〇、七〇〇円	八	五百〇〇、七〇〇円
五〇八、一〇〇円	三	五四八、五六六	
五四八、六〇〇円	四	六〇〇円	
七〇〇円			

衆議院会議録第十九号中正誤	
ペシ	段行誤
二	一三如実を
三	二三社会案
社公案	正

官 報 (号 外)

平成五年四月二十二日 衆議院会議録第二十二号

第明治二十五年三月三十日
種類便物記可

発行所
〒105
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話
03
(3587)
4302

定価
配税
送別
本号一部
六田二〇〇大円
料金七百大円